

平成 2 3 年度

第 2 回赤磐市行財政改革審議会

赤磐市行財政改革審議会

午後1時30分 開会

●事務局 皆さん大変御苦労さまでございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第2回の行財政改革審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日の出席委員数は9名でございます。したがって、行財政改革審議会要綱第6条第2項の規定によりまして、会議は成立をいたします。

それでは、会長の開会宣言、ごあいさつに引き続きまして、会を進めさせていただきたいと思っております。

なお、これ以降の進行につきましては、会長のほうでよろしくお願いいたします。

●議長 ただいまから赤磐市行財政改革審議会会議運営規定第4条第1項の規定により、平成23年度第2回赤磐市行財政改革審議会を開催いたします。

皆さんこんにちは。

本日は御多忙の中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

連日、35度以上の暑い日が続きますけれども、皆様いかがお過ごしでしょうか。ぜひ、体調を崩されないように、くれぐれも健康管理には御留意をいただきたいと思っております。

今年度の審議会ですけれども、既に第1回の審議会が5月30日に開催されました。そこでの会議の結論は、今年度の我々の仕事は支所等のあり方の具体的な見直しを行うということであります。

昨年度、既に我々は提言書を市長に提出しておりまして、そこでは支所等のあり方の基本的な考え方を提示しました。そこでは、支所の規模、機能の縮小を基本的な枠組みとしつつ市民の声を反映させながら、協働の地域づくりの拠点など新しい支所のあり方を構築するんだ、こういう趣旨だったと思っております。

今年度は、その具体化が大きなテーマでありまして、より一層道は険しいものになると思っておりますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

本日の会議では、その具体化に当たりましての論点を具体的に提示させていただきまして、皆さんに御意見をお諮りしたいと思っております。本日の会議も、建設的な御意見がどんどん出てきますように、そして実り多い会議になりますことを願っております。何とぞ、本日も御協力のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、赤磐市行財政改革審議会会議運営規定第6条第2項の規定によりまして、会議録の署名を2名の委員さんをお願いすることになっておりますが、このたびは委員名簿の順に、〇〇委員と、それから〇〇委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

それでは、早速本日の会議に入りたいと思っておりますけれども、本日の会議は先ほど言いましたように、今年度の審議会のテーマが支所等のあり方の具体的な見直しということで、昨年度の

提言の具体化、肉づけが今年度の会議の仕事になります。前半は、その具体的な御意見をお聞きする前提として、前回も少し御説明ありましたけれども、いろんな追加の御質問もありましたので、改めまして先進事例の状況報告、そして県内の各市町村の状況、そして赤磐市の支所や出張所の現状はどうなっているのか、こういうところを中心に事務局からの報告を願いました。その後きょうの協議事項ということで、非常に重要なテーマですけれども、我々が支所等のあり方を議論する際にどういうことが議論するポイント、論点になるのか、こういうことをちょっと整理いたしまして、本日はこれからの具体的な議論の枠組みをつくっていかうというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この会議次第に従いまして議事進行をしまいいりますけれども、まずは次第の3番にあります報告事項の(1)先進事例の追加調査の結果につきまして、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

●事務局 失礼いたします。

それでは、前回に御説明を申し上げました先進事例の中で御質問をいただいたことについての調査をいたしております。まずその関係の御報告をさせていただきたいと思っております。申しわけありません、座って説明をさせていただきます。

それでは、まず上越市の関係でございますけれども、上越市には各地区に地域自治体の地域協議会というものを設けておられますけれども、その委員、これは選挙で選ぶという規定がございました。そういうことから、それじゃあ実際に選挙をどの程度しているのかというような御質問をいただいております。まず、その関係でございますけれども、合併が平成17年1月でございまして、それ以降3回の選挙の機会がございました。それを表に載せております。

まず、平成17年2月でございますけれども、これが合併後初めての地域協議会委員の選挙でございまして、13区中5区におきまして選挙が行われております。それから、20年4月、これが第2回目になります。これは、委員の任期というのは4年ということで御説明を申し上げましたけれども、基本的に委員の選挙を行うのは市の選挙とあわせて実施をしておるという関係から、第1回の委員については任期が約3年ほどということで、もともとの上越市の市議会議員の選挙が20年4月が任期であったということで、4月に2回目の選挙を行っております。ただし、このときには委員の定数以上に立候補がなかったということから、無投票ということになっております。このときには、定数と同じ応募数だった区が3区、それから応募が少なく市長が選任した区が10区ということで、計13区という結果になっております。それから、21年10月ですけれども、これにつきましては、当初地域協議会につきましては新たに合併をした町にのみ設けておりましたけれども、上越市全区域において協議会を設けようということから追加で選挙を行っております。この12月10日というのは、上越市の市長選挙に合わせて実施をされておるようでございます。したがって、旧上越市の中みの選挙ということですが、このときにも実際には協議会委員選挙の投票はなかったようでございます。同数であった

のが4区、それから応募が少なく市長が選任したのが11区という結果になっておるようでございます。

それからもう一つ、協議会で執行する予算があるのかというような御質問をいただいております。これにつきましては、予算につきましてはすべて市のほうにあるということで、協議会ではいろいろ相談をしたり方向性を協議したりしますけれども、直接に予算を執行して何か事業をするということはないそうでございます。

以上が上越市の関係の追加報告でございます。

それから、2番目の安芸高田市の関係でございますけれども、現在の職員数が450人、これを360人にまで削減をするという計画がございます。その360人という人数の根拠であるとか、あるいは具体的な削減方法はどのようになっているのかという御質問をいただきました。

この360人というのは、定員適正化計画の目標が平成30年ということで、その目標数値をそのまま上げておるということだそうでございます。この積算の方法でございますけれども、広島県内で合併をしなかった市というのが、大竹市と竹原市の2市ございました。その2市がたまたま安芸高田市とほぼ同じ規模であったことから、市の職員1人当たりの住民管理数ということで、職員の数で市全体の住民数を割ったときに職員1人当たり何人の住民を管理することになるのか、または住民何人当たり1人の職員がいるのかという考え方で、人数を割り出したということだそうでございます。ただ、病院、あるいは消防というような、それぞれの市にあたりなかつたりするものがございますので、そういう職員数は除いて、残りの人数でそういう割合を出して積算をすると安芸高田市で360人ぐらいの職員数になるということから、目標数値を360と設定をしたということございました。

それじゃあ、具体的にどうやって360人に削減をしていくのかということですが、まず職員の人数の減らし方については、市長がかわっておりますけれども、合併当初、市長がかわる前については、合併時に職員が多過ぎることから退職者がいても補充をせず、不採用ということで減らしております。ただ、それを続けますと職員の年齢構成が非常にいびつになってまいります。そういうことから、新市長になってからは、退職者の2割から3割を補充をすることで削減をしていくと、理論上はおおむね360人になるということございました。

では、具体的にどのような部分を削って減らしていくのかということですが、具体的な組織機構等の構想というのはまだできていないけれども、支所の職員数のさらなる削減を進める、あるいは本庁に部制をしておりますけれどもその辺の整理をする、あるいは保育所の統廃合を進める。さらに、現在そういう前提がございますので、保育士さんの退職補充は、正職でなく非常勤職員という形で補充をして削減に向けて進んでいるということございました。

以上のようなことで削減をしておるようでございます。

それから、安芸高田市の関係で、2ページ目をおはぐりいただきたいと思っております。

資料の2ですけれども、これは実は5月27日に会長等と視察をしたときにいただいた資料でございますが、支所の事務分掌、あるいはその事務分掌の中でどのように事務を進めているか、役割分担をしているかという表の一部をここに載せさせていただいております。この表の中で灰色に網かけをした部分、例えば(3)地域の住民自治組織に関することという部分に網かけがあって、括弧の数字がついている部分というのが支所の事務分掌の部分だそうでございます。その中をさらに細分化して、どこがどこまで事務をするのかということを取り決めた内部文書でございます。これは一般的には公表していないんですけれども、いただく機会がございましたので、支所と本庁の役割分担をこのようにしているという例ということで載せさせていただいております。

例えば、先ほどの地域の住民自治組織に関することであれば、中が3つに分かれておりまして、地域振興組織との連絡調整であるとか地域振興連合組織の事務というのは支所でやっております。ただ、地域振興の関係で交付金を出しておるようなんですけれども、その申請の関係については受け付けのみは支所でしますけれども、あとの処理というのは本庁へ送ってそちらでするというような状況になっておるようでございます。

同じように、一番下の(21)災害対策に関することというのがありますがけれども、これについても中が細分化されておりまして、当然災害対策支部の活動、これはもちろん支所がやらざるを得ない部分でございますし、罹災証明の受け付け発行、これも支所で受け付けから発行までできると。またその下では防火水槽について地域から要望が出たときには、受け付けは支所でやりますけれども、そこから先は本庁へ送って本庁で処理をします。こういうふうに、いろいろな業務について役割分担をしております。申請を受け付けてパソコンまで入力するもの、あるいは保管だけするもの、許可証まで交付するものとか、それぞれの事務で決められておるということでございます。そういう役割分担をした資料がたまたま手に入りましたので、参考までにこれを載せさせていただいております。

以上でございます。

●議長 ありがとうございます。

我々はその支所のあり方を考えるときに先行事例といいますか、そういうものがなきゃなんでも、特に日本でも進んでいる上越市と安芸高田市、それを調査いたしまして、前回御質問がありましたところを追加でお答えいただきました。

1つは、上越市の場合、非常に広い市域なんですけれども、そこに地域協議会という形で住民組織がつくられておりまして、旧町村でエリアをつくっているわけですが、選挙をやるというふうな話だったわけなんですけれども、実際選挙が行われているのは17年当時のときだけでありまして、あとはちょっと選挙が実施されていないという状況が今出ております。

それから、お金に関することでは、やはり市が執行していると、そういうことであります。

それから、安芸高田市のところでは、360人が当面の職員数の目標だということでしたけれ

ども、これについては理論的な根拠はなくて、人口規模がほぼ同じ団体、すなわち類似団体でどれぐらいでやっているかということ調査されて、そこ大体同数ぐらいの人数にしているということでもあります。削減方法につきましては、当初は新規採用の不採用という形でされておったようですけれども、職員構成の関係から、消防を除いて一部補充を始めるようになったということでもあります。

こういう説明があったわけですが、何かこれについて御意見とか御質問とかありましたらお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 では、特にここでは御質問、御意見がありませんでしたので、またもしありましたら、後でまた御質問をいただければと思います。

それでは、今度は県内の各市町村の状況などにつきまして、事務局のほうからよろしくお願いいいたします。

●事 務 局 失礼します。

それでは、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。資料の3でございます。

前回、資料を一部出ささせていただきましたけれども、その際には合併した市のみの掲載ということで、委員さんのほうから県内全体の状況を報告するよという御意見をいただきました。それに基づきまして、今回県内全市町村の状況を一覧表にさせていただいております。

調査に当たりまして、若干前回よりも調査項目をふやして載せさせていただいております。具体的には、支所長にはどういう方になっているか、部長級になっているのか、課長級になっているのかというようなこと、あるいはその支所の職員の数、それから臨時職員の数、そして備考欄につきましては参考事項ということで、わかる範囲で情報を追加しておるという状況でございます。

なお、各市町村の本庁の職員数等につきましては、政令市から人口1,000人がやっというような町までございます関係で、それを比較しましても特に比較にならないということで、今回支所あるいは出張所の関係のみ載せさせていただいております。

まず、赤磐市の関係ですけれども、御存じのように4町が合併をしたということで、支所長は部長級でございます。それぞれの職員数はそこへ載せておるような状況、また臨時職員についてもそれぞれ載せております。

それから、次に岡山市の状況ですけれども、岡山市に4町が編入合併をいたしております。

それから、倉敷市につきましては、倉敷市に船穂、真備の2町が編入合併をしております。ただ、ここで支所長、それから職員数について、非常に大きく異なっております。これは、もともとの船穂町、真備町の人口の違いによるもののようで、支所長も課長級、部長級と異なっていたり、課の数あるいは職員の数も、その支所で非常に大きく異なっておるような状況でござ

ざいます。

それから、津山市につきましては、津山市に4町が編入合併をいたしております。現在支所長は次長級、それから課の数も合併時の3課から2課に減っているという状況でございます。

それから、その下の玉野市、笠岡市の2市につきましては合併をいたしておりません。支所のほうもございません。

それから、井原市ですが、井原市では2町が編入合併をされております。支所長は課長級ということでございました。

それから、総社市につきましては、1市2村による新設の合併でございます。支所長につきましては次長級の方がなられておりますけれども、課等の数はすでに1課という状況でございます。

それから、高梁市でございますけれども、これも1市4町の新設の合併でございます。支所ではなくて地域局というような表現をされておりますけれども、これは対等合併で、単なる支所、出張所とは違いますよと、予算とか決裁権限を持つんですよというような意味合いを強調するために地域局という名称にされておるようでございます。

それから、4ページ目をごらんいただきたいと思います。

新見市でございます。ここも、1市4町の新設合併であり、支所ではなくて支局というような表現をされておるようですけれども、これにつきましては合併協議を進める段階で既に旧町に支所があったというようなことから、その支所と区別する意味で支局というような表現にされたようでございます。支局長につきましては、部長級の方ということで、各支局は1課体制という状況でございます。

それから、備前市は1市2町の新設合併ということで、支所長は部長級の方、課の数は1課という状況でございます。

それから、瀬戸内市さん、これは3町の新設合併でございます。支所長は課長級ということで、課の数は1課という状況でございます。備前市さん、瀬戸内市さんにつきましては、後ほどまた決裁区分あるいは事務分掌のところでももう一度御説明をさせていただきたいと思いません。

それから、真庭市につきましては5町6村の新設合併でございます。この関係につきましては、前回〇〇委員に御説明をいただきましたので省略をさせていただきます。

それから、美作市でございますけれども、5町1村の新設合併でございます。支所長は課長級の方でございます。実際には、課長級の支所長ということで課は2つありますけれども、支所長が兼務をしており、現実的には1課に近いイメージというような状況になっておるようでございます。

それから、浅口市でございますけれども、3市による新設合併ということでございます。支所長は部長級の方、課の数も若干支所によって異なっておるようでございます。

それから、和気町でございますけれども、2町による新設合併でございます。本庁と佐伯庁舎という表現をされております。これも備考欄に書いておりますけれども、総合支所機能を持たせるため、あえて佐伯庁舎というような表現をされておるようでございます。

それから、5ページ目をごらんいただきたいと思えます。

吉備中央町でございます。2町による新設合併でございます。総合支所等がございます。支所長は課長級ということで、課の数も1課という状況になっておるようでございます。

それから、次の鏡野町は、2町2村による新設合併でございます。ここも、振興センターという表現をされておりますけれども、これは過疎地域が多くて地域振興を図るという意味から振興センターというような名称をつけられておるようでございます。センター長さんは課長ということで、1課体制のようでございます。

それから、美咲町につきましては3町による新設合併でございます。こちらにつきましては総合支所というようなことございまして、支所長は課長級、課の数も人口の違いだろうと思えますけれども、2課或いは3課と、支所によって異なっております。

それから、早島町から久米南町までは、特に合併もしておりませんし支所もないという状況でございます。

それから、安芸高田市の追加情報ということで、若干追加をして、臨時等の職員を入れて掲載をさせていただいております。

以上が県内の状況でございます。

引き続きまして、前回の会議の中でも、臨時職員の数はどうなっているのかということで御質問をいただいております。その関係の資料を6ページに載せております。これについては赤磐市の関係でございます。

この表で非常に注意して見ていただかなければならないのが、調査時点が4月1日ということでございます。なおかつ、その雇用の形態というのが様々でありまして、ずっと毎日勤務をさせていただいておる方もおれば期間を定めておる方、あるいは必要なときだけ随時来ていただく方、こういうことで、雇用の形態が非常に異なっております。例えば、総務部の管財課であれば、調査時点は2名ということで上がっております。これは、入札の指名願の受け付け、整理、それからコンピューターへの入力等の事務をさせていただいておりますけれども、これも期間的なもので、現時点ではゼロというようなことになっております。逆に、保健福祉部の健康増進課、ゼロでございますけれども、例えば健診を行うとき、そのときだけ来ていただくような臨時の方がいらっしゃいますけれども、4月1日にはたまたま健診がなかったからゼロというようなことになっております。また、介護保険課では、介護認定の調査等をする際に随時来てさせていただいておる方、あるいは調査件数が多い場合にそのときだけ調査に来ていただく方というようなことで、それぞれの雇用の形態がばらばらでございます。したがって、人数で拾ってもなかなか実態を把握するのが難しくなっております。なおかつ、この表では出先機関が

落ちているというような状況でございます。

ということで、口頭報告になってしまいますけれども、それじゃあ実際にその賃金がどのくらいかかっておるのかということでございます。今回御紹介しますのは、臨時の賃金とそれから報酬になるんですが、例えばわかりやすい例でいえば保育士さん、これも臨時職員の方もいらっしゃるし嘱託職員の方もいらっしゃいます。こういう人については、職員と同じ、今職員がないから嘱託がいるというような意味合いだと思います。したがって、こういう報酬も含めた金額で報告をさせていただこうと思います。逆に、同じ報酬でも、皆さんのような審議会の委員というのは市の事務をしておるわけではありませんから、当然そういう報酬は入っていないということで、報酬の中を見てさび分けをしながら拾った金額であり、賃金プラス報酬の一部というようなことでありますので御注意いただきたいと思います。

それで、平成22年度、まだ決算の審査あるいは監査は終わっておりませんが、速報値ということで平成22年度で拾っております。合計金額が、非常に大きいのでびっくりされるかもしれませんが、ざっと3億4,500万円となっております。これが、じゃあどういふような動きをしているのかということなんですが、本来平成17年の合併当時と比べればいいんですけれども、途中で消防が入ってきたような関係もございまして、ということで、消防が市の業務になったのが平成19年1月でございます。したがって、19年度と22年度の臨時職員等の賃金等を比較すると、4,687万円ほど増加をしておるというような状況でございます。

一方、職員を減らしておるという説明を申し上げましたが、それじゃあ職員のほうの人件費、これはどうなっているかといいますと、平成19年と平成22年、単純に比較しますと1億2,500万円ほど減額になっております。職員の人件費の関係ですけれども、影響が大きい部分がありました。年度ごとに若干変動がある部分があって、その変動の関係を修正しますと約1億8,000万円の減額。19年度と22年度を比べて、職員の人件費は約1億8,000万円減額になりますけれども、逆に賃金等は4,680万円ほど増加をしたというような状況であり、トータルしますと金額的には約1億3,400万円ほど減額になっておるのが全体でございます。したがって、これは人数ではございませんので、時期がいつであるとか1日来ようが2日来ようがすべてこのように積み上げられておるという数字でございます。

以上が臨時職員等の関係でございます。

続けて説明をさせていただきたいと思いますが、資料の7ページから、非常に小さく見にくい表をつけて申しわけなかったんですけれども、市の業務をやっていく中で、前回事務分掌というのを表で載せさせていただいております。今回は、その次の決裁区分というのを表で載せさせていただいております。本来、市長にすべての権限があるわけですが、現実的にはすべて市長が決裁をするというのは、判断をするというのは無理でございます。したがって、その一部を副市長であるとか支所長であるとか部長、課長等に権限を与えております。その一部を表に載せさせていただいております。

この後、11ページから備前市の支所の関係になりますけれども、決裁区分を載せております。一つずつを比較しても表のつくり方が違うので比較が難しいのですが、1つだけ例をとって申し上げますと、7ページの真ん中よりちょっと上のあたり、このあたりに工事請負契約の締結というのがございます。500万円未満は支所長で決裁ができるということになっております。同じく備前市でいうと12ページの上から2つ目、工事請負費の関係。ここも、やはり支所長は部長級であり、500万円までは支所のほうでも決裁ができるということで、この部分については備前市とおおむね同じになっております。

この表を出させていただいたのですが、委員のみなさんに審議をしていただく中で、それじゃあこの事務はどこまで権限を持たすかということをおおむねに審議するようなものでもございませんけれども、委員のみなさんから、こういう事務はぜひとも残してほしい、あるいはこういう権限は支所長に残してほしい、あるいはこんなものはもう本庁でやればいいんじゃないかというようなことで、個々についてもそういう御意見があればいただければというふうに思っております。したがってここでは、個々についてはこういうふうに決まっているという程度の見方をさせていただければと思います。これは、個々に備前市とどう多いとか少ないとかということをお話しても仕方がないことなので、一応載せさせていただいておるということでごらんをいただきたいと思っております。

なお、14ページからは安芸高田市の関係を載せておりますけれども、その中で17ページをごらんいただきたいと思っております。

17ページの下、別表6、これが安芸高田市の支所の関係でございますけれども、前回も若干御説明を申し上げましたけれども、ハード事業の関係といいますが、これは道路とか農業用施設の維持補修のような関係しかハード事業がございませんけれども、安芸高田市の場合は100万円までの維持補修等については支所長の権限でできるというふうに規定をされておりました。

それから、18ページの資料8ですけれども、これは赤磐市の出張所の事務分掌でございます。実は前回、支所の事務分掌を載せさせていただいたときにあわせて載せておくべきだったんですが、ちょっと落ちておりましたので追加で載せさせていただいております。

なお、もう一つの目的というか、たまたまそうなったんですが、19ページ、資料9になりますけれども、瀬戸内市の状況というのを載せさせていただいております。瀬戸内市の支所でございます。支所の事務分掌と下側に出張所の事務分掌を載せさせていただいております。この中を見てみると、内容が公印の管理であるとか庁舎管理、税の証明の関係とか原付のプレートの発行であるとか収納の関係等々、これ実はその前の18ページ、赤磐市仁堀出張所と比べていただければわかるんですが、支所と言いながら瀬戸内市の場合は赤磐市の出張所とほとんど同じレベルまで事務分掌を減らしておるといようなことになっております。ちょっと比較するのに並べてみるとわかりやすかったんでここへ入れさせていただいたんですが、瀬戸内市

の場合にはそこまで支所の事務を減らしておるといのが現状のようでございます。

以上、3項目の趣旨説明とさせていただきます。

●議 長 ありがとうございます。

現状につきまして、県内市町村の支所の状況とそれから赤磐市の職員数、そして決裁区分などにつきまして御説明がありました。

この中で、どこからでも結構ですから、もし御質問とか御意見等がありましたら御遠慮なく言っていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 じゃあちょっと私のほうから1つ質問ですけれども、その県内の市町村のほうですが、倉敷市の支所に船穂支所と真備支所があるんですけれども、これはそれぞれ支所長の位置づけが課長クラスと部長クラスということになっておりましてちょっと違うんですが、同じ支所という名前なんですが、これはかなり機能といいますか、そういうものは違うんでしょうか。

●事 務 局 倉敷市では船穂支所、それから真備支所についてどちらも支所でありながら、支所長が部長級であったり課長級であったり、あるいは課の数、職員の数も非常に大きく異なっております。

これにつきましては、先ほども申し上げましたように、もともとのこの違いというのは真備町と船穂町の規模の違い、これから来ておるようでございます。事務分掌もここにそれぞれあるんですが、ここで何々があって何がないということまで印はしてないんですが、数だけ見ても相当違いますし、支所によって差をつけておるとい状況になっておるようでございます。

●議 長 細かな話はいいんですけれども、要するに地域性というものを考慮してその支所のあり方を決めているというふうに考えてよろしいんでしょうかね。

●事 務 局 そういうことだと思います。

●議 長 わかりました。

それと、2点目は、新見市のところですが、新見市は支所ではなくて支局だと。それは、かつて旧町に支所があったので、それと区別するために支所という名称を使わずに支局という名称を使ったというふうに御説明があったわけですが、かつてそれぞれの大佐町や神郷町とかというところでは支所があったわけですね。この支所は現在はどうなっているんですか。

●事 務 局 この旧町の支所の関係ですが、例えば神郷市民センターなど、市民センターということで出ていると思います。これが実は旧町時代の支所であったそうです。それを合併によりまして庁舎の部分を支局とし、それから支所の部分を市民センターという形にしておるようでございます。これを見ていただくと、正規職員がおりません。臨時職員1名のみと

ということなので、事務を伺ってみますと、行政事務であるとか生涯学習であるとか地域振興、地域福祉、これは実際には健診ぐらいだと思いますけれども、そういう内容です。事務上はそれらが非常に大きな事務ということで挙げられておるようだと思いますけれども、現実には本庁の協力がどの程度あるのかわかりませんが、こういう人数ですべてをこなすということは到底考えられませんので、現実的には窓口業務程度のものでしかないんじゃないかなというふうに思います。

●議 長 わかりました。

そうすると、この新見市の場合、支所があったという話ですが、例えば旧大佐町とか哲西町は支所がなかったということよろしいですか。

●事 務 局 そういうことです。

●議 長 わかりました。

その支所は、現在はセンターという形で名前を変えて置いてあるけれども、正職員の配置はされてなくて、臨時ということですから、これどうなんですかね。イメージとしては、何曜日と何曜日はいるけれどもあとはいないとか、そういうふうなイメージでよろしいんでしょうかね。

●事 務 局 そこまでは、ちょっと確認はしてないんですけど、そういうふうな日によってあけたり閉めたりという状況ではないようです。

●議 長 わかりました。

ほかにいかがでしょう。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 資料3でいきますと、当赤磐市で熊山地域の人口が1万133人で、熊山支所は出張所を含めて29人、さらに臨時職員も4人配置されている。それから、4,860人の吉井地域では、出張所を含めて正職員が30人、臨時職員が4人と、こうなっとなんですけど、総社市では人口4,544人の山手支所、これは次長と課長と職員で6人。都窪郡の清音村は5,714人で、次長、課長、それから職員で5人。非常にこの赤磐市と差があるんですね。それから、瀬戸内市牛窓町も6,961人で、課長1人とそれから職員で4人、臨時職員なし。邑久郡長船町で1万3,067人が、課長と正職員が4人で臨時職員なしと。このバランスは事務局ではどういうふうにとらえとるんですかね。

●議 長 いかがでしょうか。

●事 務 局 他市との関係でございますのでバランスをどうというのは難しいんですけども、一つ瀬戸内市で申し上げますと、先ほどちょっと事務分掌を紹介させていただきましたけれども、業務、事務、そのものが出張所ぐらいまで落とされております。そういう関係で、非常に人数が削減をされておるのではないかと思います。

それから、逆に赤磐市熊山支所は非常に大変だと思います。他支所と同じような職員数で1

万人からの住民の方のお世話をされておるといふことで、非常に大変だと思います。このあたりにつきましては、今回の支所、出張所の見直しの中でも、また後ほど事務局案のところで説明をさせていただこうと思いますけれども、やはりこのあたりはこの機に、どうなるかは別として見直しをしていくといふのは必要な部分だといふふうに思っております。

●〇〇委員 後でまた支所の中身についての議論がありますので、ここでは聞きおくといふことで、後にまた質問をさせていただきます。

以上です。

●議 長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 今、赤磐市の話が出ましたけれども、前回〇〇委員から質問があったと思います。その人件費の関係ですね。臨時職員どうなっていますかといふことで、今事務局のほうからお答えがありましたけれども、今のお答えでよろしいでしょうか。

●〇〇委員 そうしたら、また僕個人的には解せないんですが。制度がよく理解できてないんで間違っていたらごめんなさい。アルバイトなのかパートなのか、臨時職員という名前がつくと職員ですよ。ただ、これをこの四千数十万円のオーバーが見えているのであれば、例えばパートに切りかえた場合はこれぐらいの金額になる、もしくはアルバイトに切りかえたらこのような数字に変わるという御見当をされておられるのか。ただ昨年も臨時職員3人雇うたからこの時期が来たら3人雇おうといふような安易な採用をされておられると非常に困ったことでもありますし、人件費といふのは当然職員の組合もおありでしょうから、そこら辺のことも考慮をして、もっとより効果的な採用方法があるんじゃないかなと個人的には思っておりましたので、そこら辺のアルバイト、パート、それから臨時職員、もし区別が御説明いただけるんでしたらしてもらえればうれしいです。

●議 長 ありがとうございます。

臨時職員の細かな内訳ですね。もしわかりましたら事務局のほうで、よろしく願いいたします。

●事 務 局 アルバイト、嘱託、臨時等の関係で違いはということですが、違いもさることながら、それじゃあ実際問題、先ほど質問があったようにその辺を吟味して雇用をしておるのかということなんです。この辺が一つ確かに課題であります。例えば、職員が1人減りました。だから、臨時を1人くださいという声があるのは実際もう、そのとおりでございます。それがそのとおりになっておるかどうかは別としまして、そういう声はその課の職員が減ると必ず出てきます。これは間違いありません。それを、臨時職員、あるいは資格が要るような場合は嘱託職員にしたり、中には一番わかりやすいのはふれあい公園のプールの監視員なんかですけれども、これはパート、アルバイトといふようなことで、それぞれ幾らかはさび分けはできておる部分もあるんだと思いますけれども、それでは本当に効率的な利用ができておるか

どうかというのは、今後検討していかなければならない問題です。私も総務課から異動しており、現在の総務部長とも話をしておったんですけれども、この臨時職員の雇用の仕方、これについてはある程度非常に安易な状況があったんじゃないかというふうに反省をしております。

そういうことから、今後この部分については、確かに金額でいえば、職員が減っていますから金額は差し引きはマイナスにはなっていますけれども、それでいいというものではございませんので、この雇用の仕方についてはちょっとこうしますよというのがなかなか出せないんですけれども、重要な検討課題というふうに認識はいたしております。

●議 長 そのアルバイトとかパートとかの区分けというのはどういうふうな状況なんですかね。

●事 務 局 すみません、〇〇でございます。

細かくは、法的な適用でいろいろ違いはあるんですけれども、民間のように雇用の自由度が余り高くないものですから、基本的には地方公務員法に基づく正職員、それから同じその地方公務員法に基づく臨時的任用職員と言いますがいわゆる臨時職員、それからもう一つは非常勤職員と言いまして、本庁の場合多くは非常勤特別職の扱いになっておりますが、週に3日とか1日の勤務時間が短いような勤務での非常勤職員、大まかに言いますとそういう種類がございます。

地方公務員法に基づく臨時職員につきましては、基本的には正職員と同じ常勤であり、朝から夕方までの勤務になりますけれども、一部職域、先ほど馬場課長のほうが申しましたプールの監視員とか、そういう職場の状況によりましてパート的な時間雇用をやっているところもあります。大まかには、種類のにはそういうことになります。

●議 長 臨時職員の場合は、もう通常の職員の方と同じように朝から、8時半から5時までというふうな形の雇用形態で、非常勤職員の場合はパートみたいなイメージでよろしいんですか。

●事 務 局 非常勤の場合は、週の勤務が週3日勤務であるとか、あるいは時間的に普通の職員より短い勤務で週の勤務を割り振っているということになります。

●議 長 今事務局のほうから提示されたその賃金プラス報酬の金額というのは、この臨時職員と非常勤職員を合わせたものというふうに考えたらいいんですか。

●事 務 局 そのとおりです。職員のかわりに事務をしていただいております者を積み上げたという金額でございます。

●議 長 よろしいでしょうか。

●〇〇委員 具体的なルール、規則とかは僕ちょっとわかりませんが、言いたいのは、少しでも人件費を抑えるということを前提に考えながら採用されておられるんでしょうねと、その確認をしたかったわけです。ですから、例えばAさんを臨時職員で1日雇えば6,000円要るところが、これをアルバイトに切りかえることによって5,200円で済む。あるいは、パートを

2人、時間を変えて来ていただくことによって時給のことも発生するでしょうけれど4,800円で済んだというような、そこら辺の見当を加えながら人件費というのは考えていかないとなかなか抑えることはできないと思いますので。そういったところを、先ほども申しあげましたように安易な考えで、この時期が来たけど去年3人やったんか、ほんなら、今年も3人雇おうやというような方法であったら困りますよというのを特に言いたかったんですね。

●議 長 もっともな御意見だと思いますけれども。

いかがでしょうか。

●事 務 局 臨時の雇用の仕方でございますけれども、先ほど申しあげましたように課題としてはあるんですが、何でもかんでもその1日とかというようなことになっておりません。業務の都合によりまして7時間であったり5時間であったり、そのあたりはやはり必要なときだけ。先ほど介護の関係で申しあげましたけれども、必要な時間だけ、必要なときだけ、調査の件数がふえたときだけ来ていただくというようなことで、そのさび分けはしながら雇用のほうはいたしております。

●議 長 どうぞ、はい。

●〇〇委員 臨時なりパートにしても何にしても、いわゆる原課任せで全部やっておられると、さっき課長が言われたように安易な採用があったかもしれないというようなことになるわけですね。これ、どこかで取りまとめをするところがあってもいいんじゃないですか。企画財政なら企画財政の中のどなたかにひとつ全体、全部を把握して、必要性があるとかないとかの判断も含めて、時間も含めて、これをこのぐらいの時間で抑えられないのかという指導とか、何かそういうものがあって、莫大なお金を使ってんですから。それと、行革で抑えるもんは抑えにゃおえんということで一生懸命頑張りよんのに、のうてんきにいわゆる原課に全部任せて原課の言うがままに採用をしたり自由に裁量を図れるようなシステムというのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよね。それぐらいはやっぱりどっかで統制をきちっとするところがあってもいいんじゃないかなと思うんですけど、今までそういうことは一切してないんですかね。

●議 長 どうぞ、はい。

●事 務 局 一切もう原課任せかというような御質問でございますけど、現実にはそうになっておりません。ちょっと説明の仕方が悪かったんですが、市長部局についてはすべて総務課を通じております。それから、教育委員会部局につきましては、教育総務課のほう、課長のところをすべて通って、全体としてはその2カ所で把握をしておるというような状況でございます。

そういう中で、すべて何でもかんでもというようなことでもございませぬし、事務が必要だから要求をしてくるわけで、最終的に総務課長のところに来て、その辺のさび分けが非常に難しい部分というのがあるという意味で今のような表現になったわけで、すべてが野放しというような状況でもございませぬし、今年度も実はある部署で、普通で言えば3人雇っておった部

分がございます。それを、もう予算の段階で2人に落としてしまって、その中で調整をさせていただいたというようなのもございます。したがって、野放しというような状況ではないけれども、まだまだこれからここについても改善をしていく余地があるというふうに考えております。

●〇〇委員 それぞれ総務課なら総務課でやられておっても、多岐にわたる業務の中で、その把握というのなかなか大変だろうと思うんですけど、やっぱり専門にそういうことにきちっと精通して、それでそこである程度判断をできるようなシステムを構築していかないと、そう簡単にはなかなかできないと思うんですよ。ですから、教育委員会の人数とくらべると、市長部局は大変な数でもありますんで、職場もかなりありますし、見ておっても税務課の方とか嘱託で来られておる方や事務の関係で臨時で来られておる方、よく見かけますけど、そういった人たちをきちっと配置をできる、そしてまた必要な時間だけやっていただくというようなことを、もう少し今検討をする余地もあるというふうにおっしゃられたんですから、この行革の機会にきちっとした体制づくりをしてもらいたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

●議 長 いかがですか。どうぞ。

●事 務 局 おっしゃるとおりでございます。その関係、実は前回のときにも若干申し上げたんですが、支所の関係、今回市民生活課の関係、係を載せております。これは何で載せたかという、前回も申し上げましたけれども、係がありますとどうしてもなかなか協力体制ができないという中で、課の中の係を廃止し、人数を減らし、なおかつそれを職員でカバーをしていこう、協力体制をとっていこうということでそういうふうな体制に、一部ですけれどもやっております。これは、当然臨時職員にも響いてきます。今まで、やはりうちの臨時職員だというようなとらえ方をする者もはっきり言って職員の中におります。ですから、手があいているときにはほかの業務をしていただく。そういう協力体制の中で、できるだけ臨時職員は減らしていかなければならないというふうに思っておりますし、したがって今回の支所機能見直しの中、どういう組織をつくっていくか、どういう協力体制でやっていくかという中で、その問題というのは臨時職員も含めて効率的な運用ができるような方法というのを考えていかなければならないというふうに思っております。

●〇〇委員 参考までに。

●議 長 はい。

●〇〇委員 その人員の申請書みたいなのは今現在あるんですか。

●事 務 局 臨時の申請書としては、雇用するときにこういう人をこういう事務で雇用しますよというものがあります。もちろん、業務内容であるとか時間であるとか等々、また期間であるとか金額であるとかを記入する申請書がございます。それをもって、関係部署を通過して最終的に雇用ができるという手順になっています。

●議 長 人件費につきましては定員管理計画っていうものがあって、それぞれ目標を決めて

やっているわけですがけれども、この臨時職員などはどうしてもその計画から漏れてしまっている部分ですし、費目としても人件費で上がっていないんですよ。物件費などで上がっておりまして、なかなかこの実態がつかめないということで。そういう意味では、きょう臨時職員等の賃金などの金額が3億4,500万円であったというふうなことを御提示されたのは非常に意義深い話だと思うんですがけれども、やはり今〇〇さんもおっしゃったように、その把握をされているだけではやっぱり問題で、それをどう管理していくかっていう発想が必要だと思いますね。

ですから、そういう意味では、この正職員だけではなくて臨時職員、非常勤職員も含めた人の管理体制というものをつくっていくというのが、この行革を機にやっていただきたい話でありますし、これはこの審議会で考える支所のあり方についてもかかわってくる話だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 事務分掌なども出ておりますが、赤磐市の決裁区分ですとかなり区分が多いので見づらいかと思えますけれども、見ていただきまして、他の備前市、そして安芸高田市、そういうところとの比較なども見ていただければと思えますけれども。

何かほかに御意見とか御質問はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 では私のほうからちょっと質問ですが、資料8に赤磐市の出張所ということで仁堀と桜が丘が出ておりまして、瀬戸内市の支所の事務分掌が資料9に出ておりますけれども、確かに拝見しますと瀬戸内市の支所というのはかなり赤磐市の出張所レベルのような機能になっているということがわかります。これは瀬戸内市、いろいろ行革の成果としてこういうものが出てきたと思うんですが、こういうふうな改革というのをいつごろされて、そして市民の方からどんな反応があったかとかということは、進め方も含めましてちょっとお話しいただければと思うんですが。

●事 務 局 瀬戸内市がいつここまで改革をしたのかということですがけれども、ちょっと私もはっきりしたことは覚えてないです。たしか3年ほど前だったと思います。3年ほど前に、思い切って一気に支所の機能を落とされました。その前に、1年前ぐらいに宿直等をどうするかというような話から始まりまして、支所の機能を一気に落とされておるようでございます。

市民からどのような反応があったかというところまではお聞きはしてないんですがけれども、特にそう大きく問題になったというほど、苦情が出たというようなお話は伺っておりませんという程度しか、申しわけございません、ちょっとつかんでおりません。

●議 長 進め方としましてはこういう審議会のようなものをつくってやられたのか、それとももう内部だけで進められてしまったのか、その辺はどうなんですか。

●事務局 当時総務課長からちょっと伺っただけなのではっきりはわかりませんが、特に審議会を設けてその中で審議をしてということではなく、執行部のほうで積極的に進められたというようなイメージで私のほうは聞いておりました。

●議長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか、どういうことでも結構です。これから後で、赤磐市の支所のあり方についての論点を議論するわけですが、今その材料集めというような位置づけでいろんな観点からお聞きいただければと思いますが。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議長 それでは、最後にもう一点、その現状把握ということで、会議次第の5番目ですか。業務処理件数の調査を昨年度に引き続きされまして、その結果が出てまいりました。それにつきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局 それでは、資料10になりますけれども、資料20ページのほうをごらんいただきたいと思います。

前回は申し上げましたけれども、6月1日から6月28日まで、それぞれ本庁、支所、出張所の来庁者あるいは電話の件数、問い合わせの件数等を拾い上げていただいております。それを一覧表にさせていただきました。

それで、この表につきましては一般の市民の方の利用状況を調査したいということでございましたので、例えば業者の方との打ち合わせであるとか議員さんの関係、あるいは単なる証明書の発行のための来庁、こういうものはこの人数からは省かせていただいております。

なお、証明書の発行につきましては、この後のほうへ証明発行件数だけの表を載せさせていただきますので、そちらをごらんいただければと思います。

ざっと大きく言いまして、この調査期間がちょうど所得が確定する時期でございました。したがって、税の関係、国民健康保険の関係等が非常に件数が多く出ているというのが全体を見たときの特徴でございます。

それから、一、二、ちょっと補足をいたしますと、若干熊山支所が件数が多いものがございます。例えば、ページの21ページの③のところですが、ごみ関係の問い合わせ、来庁がほかに比べてちょっと多かったのも、市民生活課のほうへ状況を聞いてみました。すると、この項目につきましてはごみの分別収集、プラごみ、リサイクルごみ、現在この関係の分別収集の指導に地区のほうへ出ているということで、その関係の問い合わせや来庁等が多かったと。また、収集、ごみの出し方も、熊山については和気北ということで収集の仕方も違いますし、そのあたりもあってどうもごみの問い合わせが多かったんだということで件数のほうがふえておるようでございます。

それから、22ページの④のところ、ここも熊山がちょっとほかより多いんですが、これにつ

きましても、特に13、14のあたり、母子保健とか歯科保健の関係でございますけれども、これにつきましても、先ほちょっと〇〇さんの質問とも関連する部分があるんですが、現在桜が丘東地域は熊山支所の管轄区域となっております。それで、この区域というのが実は一番子供さんの出生が多うございます。そういうことから、歯科検診であったり、それから母子の健診あるいは訪問というのがございますけれども、支所の職員だけでは対応できかねるような状況になっておったようでございます。そういうことで、本庁から出向いて協力していこうということで、この時期に健診、訪問等の日程調整がされておるようでございます。なおかつ、電話での受け付けもしておる関係から、よその支所に比べまして件数がどっとふえておるといような結果が出ておるようでございます。

以上、特徴的にちょっと熊山の部分が多かったので、追加で説明をさせていただきました。

それから、25ページ、資料11になりますけれども、こちらのほうに先ほどの証明発行、これはちょっと本庁の場合には自動交付機がございますので、窓口業務と必ずしも一致はしていないんですけれども、本庁、各支所、出張所の証明書あるいは納付件数等の関係を、4～6月の3か月間ですけれども、拾い上げましたものを表にして、付けさせていただきます。

以上でございます。

●議長 ありがとうございます。

ここでは、それぞれの支所でどういうふうな利用状況なのかということで、一定期間定めまして調査をされたようなんですけれども、昨年度もされたんですけれども、ちょっと数字的に異常に多いとかカウントの仕方が問題があるというようなこともありまして、再度書式を統一をしてもう一度調査をしていただいたというわけです。

これを見ますと、先ほどの地域特性の話がありましたけれども、やはり赤坂、熊山、吉井、また仁堀と桜が丘がありますが、それぞれの地域性がよく出ているようなところもあるなあとということで拝見しておるんですけれども、皆さんの中でいろいろ御質問とか御意見とかあるかと思えます。どういう御質問でもよろしいので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

はい。

●〇〇委員 前年度ですかね、この資料、第1回が22年7月15日から8月13日の21日間、第2回が22年10月14日から11月10日までの19日間。今回は6月1日から6月28日、約1か月間。これを見てみると、数字が大幅に減っておる地域があるんですね。これは、ひいき目に見ているんな行事の関係とかいろんなその取り組みの内容によってこんなに差が出てきとんですかね。特に、吉井なんかは前年は物すごい、異常なぐらいの数字が出とって、今回は大げさに言うなら異常なぐらい件数が減るとるといようなことで、時期的な問題ですかね。

●事務局 調査の時期によって非常に件数が違うじゃないかと、これは時期的なものかということなんですけど、ちょっと私のほうでわかりかねる部分もございますけれども、やはり時

期というのもあると思います。吉井支所というのは、非常にお祭り等々の行事も多いですし、いろんな工事等の関係もごさいます。そういうことから、件数的にはそういう部分というのもあると思います。ではそれがすべてかというところとちょっと私のほうでもわかりかねるんですけども、やはり地域性というのが若干出ているのではないかなというふうには思っております。

それと、そのあたり、先ほどちょっと今回の調査では指定をさせていただきましたけれども、業者さん等々の関係、今回はもう除いてくださいよというような指示のもとに調査をさせていただいておりますけれども、前はそういうふうな指示も多分してなかったと思います。したがって、すべてがカウントになっておるといふようなこともあるのかなというふうには思っております。ちょっと明確な回答ができかねますが、そういうことの影響はあるというふうには思っております。

●議 長 カウントの方法をもう一度改めて御説明いただいて、実施した結果がこの結果であるというようです。

ほかにいかがでしょうか。

それぞれのお住まいの支所の状況のほうを見ていただいて、それぞれこういうものかなという、実感というか、そういうものがあるかと思うんですけども、そういうものとの数字とを確認をしていただきながら御意見いただいても結構ですけれども。

〇〇委員、いかがですか。ちょっとうなずいておられてますので。はい。

●〇〇委員 改めて、とても住みやすく苦情も少なくいいところなんだなあと、赤坂地区はそういうことだなと思います。ありがとうございます。

●議 長 よろしいですか。

●〇〇委員 すみません。

●議 長 はい、どうぞ、はい。

●〇〇委員 支所ではないんですけど、本庁なんですけど、保健福祉部の障害者福祉に関することの来庁とか電話での問い合わせというのが282と146となっているんですけど、これは、この月に特別障害を持つ方に対しての何かの働きかけとか調査とかというのがあったんでしょうか。

●議 長 22ページですね。

●〇〇委員 はい、そうです。

●議 長 保健福祉部の7番のところですか。障害者福祉に関するところで、本庁の対応件数が非常に多いというところでこの理由は何ですかということなんですけど、いかがでしょうか。

●事 務 局 ちょっとこの件数、確かに多いなというふうには思っただけなんですけど、ちょっと内容についてはわかりかねます。申しわけないです、執行部、お答えがいただけますか。

●議 長 お願いできますか。

●執 行 部 はい、すみません。

- 議 長 すみません、マイクをお願いします。
- 執 行 部 障害者の心身医療等の更新時期が6月ということでございますので、その関係もあるかと思えます。よろしく願いいたします。
- 議 長 よろしいでしょうか。
- 〇〇委員 はい。
- 議 長 ほかにいかがでしょうか。
- 〇〇委員、いかがですか。何か御感想ありますでしょうか。
- 〇〇委員 全般のことでもいいんですよ。
- 議 長 はい、結構ですよ。
- 〇〇委員 私は桜が丘地区に住んでいるんですけど、桜が丘いきいき交流センターは支所の役割と、お部屋を貸したりとかという、いきいき交流センターの2つの仕事を兼ねているんですけど、それはもういきいき交流センターのみですね、赤磐市においては。
- 議 長 いかがでしょう。交流センターの関係ですね。
- 事 務 局 のみというのは、そういうふうな2つの、いわゆる貸し館業務とそれから出張所業務を両方を行っておるのはいきいき交流センターだけですかという意味ですかね。
- 〇〇委員 そうですね、お部屋を借りたりとかという業務と支所の仕事と。
- 事 務 局 現在では、赤磐市では両方をやっておるというのはいきいき交流センターのみです。よそでは、例えば公民館的なところに出張所を設けておるような施設もございますけれども、赤磐市の場合は現在いきいき交流センターのみでございます。
- 〇〇委員 今出すお金を削減することを話しているんですけど、入ってくるお金のことにちょっと目を向けてみた場合、いきいき交流センターでは使用料というものを徴収しているので、そういうことについてちょっとお聞きしたいんですけど、一般利用者が借りる場合と、あとグループ登録か何かそういうシステムがあると思うんですけど、それと格差をつけてあると思うんです。それについてちょっと説明をしていただきたいと思えます。
- 議 長 はい、お願いいたします。
- 事 務 局 現在いきいき交流センターについての部屋の使用料というのを条例で決めて徴収しております。そういう中で、登録グループと一般の利用、大きく分けて2つございます。登録グループについては、先ほどがお話ありましたように、使用料というものはあるんですが、全額免除というようなことになっております。一般の方は、事前にお金をお支払いいただいておりますというような状況で、差がついておるといようなことについての御質問であろうと思えます。
- これにつきましては、できた当初の話というのも多分あるんだろうと思えます。私もその当初おりませんでしたので詳しいことはわかりませんが、グループとしていろいろな、公民館的な部分もございますけれども、そういう活動を強く推進していこうということで、グル

ープをつくってやはり活動をしていただきたいという中から多分そのあたりの差がついたんだろうというふうに思います。ちょっとこの関係につきましては、当初支所長がおられたんですけど、総務部長のほうからちょっと答えられるそうです。

●議 長 はい、すみません、お願いいたします。

●執 行 部 差のお話でございます。

これは、いきいき交流センターは公民館とは違いまして、どういう方でも、どういう方でもという失礼なんですけど、どういうイベントでも事業でもお使いいただける、料金をいただいてお使いいただける施設でございます。

ただ、いきいき交流センターができる前から公民館というのがございまして、これは公民館法の関係でございますけれども、公民館でいろいろな活動をされておまして、その関係がありまして、いきいき交流センターでも公民館と同じような活動をされる方、いろんなグループの方がいろんな活動をされておりますので、基本的には現在では10人以上のグループで定期使用ということが認められております。これは公民館活動と同じでございますので、公民館と同じものにつきましては、定期使用の場合は使用料については部屋は無料で、今年の4月から空調費だけは一部いただいております。その他の活動につきましては、いきいき交流センターでは有料という形にさせていただいており、これが差がついている大きな原因でございます。

ですから、現在ではいきいき交流センターのほうでは、その月の最終の週ですかね、一番最後の5週目につきましては、定期使用はあけて一般の方に優先的に使っていただくようなシステムになっております。自由に使える、言えば市民会館的なところと公民館活動のところを合体したようになっておりますので、どうしても差が出ておるのが事実でございます。よろしいでしょうか。

●〇〇委員 ありがとうございます。

公民館の活動に準ずるようなもので、お部屋を使われるのにグループ登録をされている方が無料で使われるというのはいいことだと思うんです。ちょっと気になったのは、今一部空調費は4月からいただくようになっていていうふうにおっしゃったんですけど、一部というのはどれぐらいの割合なんですか。

●執 行 部 ちょっと今その資料を持ってきていませんですけども、公民館に合わせて同じ金額で徴収するようにいたしております。公民館と同じでございます。

●〇〇委員 例えば、一般に私たちがこのくらいのお部屋を借りた場合は、恐らく視聴覚教室だと800円ぐらいで、光熱費も同額の800円払わなきゃいけないぐらいの金額だと思うんですけど、それをグループ登録されている方も空調代として、グループ登録していない方と同じ金額ということですか。今、一部っておっしゃったんですけど。

●執 行 部 一部というのは違います。そういう意味じゃございません。一部というのは、減免があるから一部というふうにお伝えしまして、いきいき交流センターでお支払いをいただ

いています空調費につきましては、公民館と同じ扱いになっております。ですから、減免をされておりますので一部という表現をいたしましたけれども。

●〇〇委員 減免というのはどういうことですか。例えば私が一般の者としてお部屋を借りて、それが空調費を払った金額が、使用料が1,000円と空調費が1,000円だったとしますね。それを、グループ登録の人が使われた場合、使用料の1,000円は無料になりますけれど、空調費のほうは幾らになるんですか。

●執行部 ちょっと今、手元に資料がございませんけれど。

●〇〇委員 グループ登録をしている人は先払いするんです。

●〇〇委員 空調費を。

●〇〇委員 ええ。

●執行部 その辺は、公民館といきいき交流センター、若干条例が違いまして、公民館は先払いする前納制度があるんです。いきいき交流センターはその場の支払いになりますんで。

●〇〇委員 そうすると、随分安くしていただけると。いきいき交流センターは、一般で使った場合も、後から申請とかそのときに払うので、多分ちょっと違うと思います。

●〇〇委員 要は登録グループなんです。だから、ちょっと優遇されているかなという思いはしますが、1年間分として4月に全部、その年度の分を払ってしまうんです。

●〇〇委員 先にね。

●〇〇委員 はい。

●〇〇委員 そうしたら、もう幾ら使っても気兼ねなく……。

●〇〇委員 いやいやいや、なかなか、まだちょっと始まったばかりなのでわからないのですが、追徴はしないということをお聞きしてますけれど、でもちょっと程度を過ぎるとお支払いしないといけないのかもしれない。

●〇〇委員 それは多分数字として、例えば年間どれだけを使って、それから一般利用客からの徴収、空調費に対する徴収と、それから実際使った金額で赤字が出てたら見直すべきだと思うんです。

●執行部 実際、登録グループの方は一般の方の約半分ぐらいの負担だと思います、空調費につきましては。それから、使用料については免除をしておりますから、公民館と同じ扱いになっています。それから、空調費につきましても、いきいき交流センターと公民館につきましては積算は同じになっておりますので、ほとんどその差が出ることはございません。

ただ、先ほども委員さんがおっしゃられましたように前納制度がありまして、使っても、例えばそのときに別の市の行事が入って使わなくても前納されとるのは払われとるわけです。いきいき交流センターのほうは、もともとのその条例規則が別のものでございますから、前納というのがございません。同じ積算のものをその都度払っていただくようなシステムになっておりますので、基本的には考え方は同じでございます。どちらが得かということには余りならな

いと思います。

●議 長 すみません、ちょっと交流センターの料金の話を議論しておりませんので。ちょっと細かな話は、また後でお話しいただければと思います。

○○委員、どうぞ。

●○○委員 すみません。この表が本当に細かいところまでちゃんと数字が入っていてすごいなあと、まずそれが印象的でした。

それで、全体的に見て思うことですが、非常に忙しい部っていうんですか、課と、こんなもんかなというところとの差が非常にあるなあと。それは、地区の庁舎に行っても感じることもあるんです。忙しそうにしておられる課はむちゃくちゃ忙しそうにされてて、そうでないところの方はそれなりにされているというふうに感じる場合があります。

こうして来庁なり電話が多いということは、地区の人たちがそれを必要としているからということになると思うんです。結局、支所のあり方を見直したときには、やはりそれは気をつけていかなきゃいけないことではないかということと、やはり人数を削減して少しでも節約してついでということであれば、人数を減らすのもいいんですけれども、それならなおさら、先ほどちょっとお話に出たんですけれども、係をやめているいろんな人がいろんな部署で対応をできるようにという、そういうやり方というのは本当に小さくなればなるほど必要になってくることだと思います。

ずっとずっと前なんですけど、私がなんか嫌な思いをしたなあとというようなことがありまして、県のある窓口に行ったんですけれども係の方がおられなくてずっとずっと待たされて、それで隣に、すぐ横におられる方も、御用件は何でしょうかとも何とも言わずにずっともうそのまま、本当に何か普通の民間の受け付けなり何なりだったら、自分がわからなくても御用件は何でしょうか、どういうことで来られましたかというような対応ぐらいはできてもいいなと思って非常に嫌な感じで帰ってきました。市役所もそういうことがあっちゃいけないと思うんで、支所の人数を減らしていく中で忙しいところはそれなりの人数を考慮してもらわなきゃいけないし、そこら辺の人員配置というのをきちっとしてもらって、なおさらいろんな方がいろんな窓口である程度の受け付けぐらいまで、お話を聞くとこまでぐらいは頭を突っ込んでいってもらえたら非常に助かるのではないかと、そういうふうに思いました。

●議 長 ありがとうございます。

処理件数などを見ますと確かにいろいろばらつきがありまして、こういうところからもそれぞれ違うなっていうのがわかるわけですが。

先ほどの資料3で見たときに、例えば熊山と吉井などを比べますとかなり人口が違うんですが、例えば資料11を見ますと証明の発行件数というのがあります。例えば熊山と吉井で見ますと、吉井支所のほうがかなり件数が多いというふうなことが出ておりまして、必ずしもその人口と比例しないような業務状況になっているわけですが、このあたりはどう考えたらよろしい

んでしょうか。

●事務 局 人口の割に熊山支所のほうが少ないというような状況ですけれども、詳しく分析しないとわからない部分はあるんですが、一つには熊山管内の方、特に桜が丘の方で本庁に来られる方というのが非常に多いように感じております。これは数字で統計とったわけじゃないんでどの程度かというのはわかりませんが、結構支所ではなくて本庁のほうへお見えになる方が多いように感じております。そういうことも関係して、人口の割に熊山が少なく吉井が多いということになっておるんじゃないかと思っております。

●議 長 そのあたりの実態を少し確認をしとく必要があるように思いますね。これは発行件数、わかりやすかったので言ったんですけど、ほかの業務内容もちょっとそれぞれ地域性を確認しておくことは必要で、単に人口だけで見るとするのは非常に危険だなあというのはちょっと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 そうしましたら、会議時間始まりましてちょうど90分たちました。皆さんちょっとお疲れかと思しますので、ちょうど3時ですから3時10分まで休憩をさせていただきます、3時10分から会議を再開したいと思います。よろしくお願いします。

午後3時0分 休憩

午後3時10分 再開

●議 長 それでは、3時10分になりましたので、審議会を再開したいと思います。

これまでの議論の中で、先進地域の状況、県内の各市町村の状況、それから赤磐市の支所の状況等が、おおよそわかっていたかと思いますが、これからがきょうの本題みたいな話でありまして、じゃあこういう現状を受けて赤磐市の支所等をどういうふうに具体的に見直していくかということで、本日の会議ではその具体的な議論すべき論点を皆さんと考えて決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に事務局のほうからその辺について御説明よろしくお願いいたします。

●事務 局 それでは、資料の説明をさせていただきたいと思いますが、ちょっとその前に、先ほど桜が丘の方はどの程度本庁を利用されておるかということでお話がございました。それで、これが全体という話ではなく、一つの参考ということで聞いていただきたいと思います。選挙がございまして、そのときに、投票日当日に投票に行けない方、期日前投票という制度がございまして、山陽エリア以外の方は、それぞれの支所でも或いは本庁でも投票ができるようになっております。そういう中で、桜が丘東地域の方は、はっきり言って大部分の方が本庁に来られておるといのが実態でございます。ただ、これは選挙の関係だけですので、一般的な事務がそれじゃあどうなっているかということはそのことからだけでは推測はできませんけれ

ども、こと選挙に関して言いますと、非常にたくさんの方がこちらを利用されておるという状況がございます。

それでは、きょうの資料編ではないほうの、会議次第がついたほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページの下のあたりからになりますが、組織機構の課題ということでございますけれども、御存じかもしれませんが、合併のときにさかのぼりまして、一つ合併協定のときというふうなお話になっていたかという辺を簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。

合併協定書の中の事務所あるいは機構に関することを、抜粋をして若干簡単に載せさせていただきます。2ページをごらんいただきたいと思います。

事務所につきましては、御存じのように山陽町役場を事務所にするというのが本庁舎にするという意味でございます。それから、赤坂、熊山、吉井の各町役場は、それぞれ支所とするということと、もう一つは、吉井支所については支所機能の充実を図るものとするという項目がございます。また、仁堀支所について、合併前の当時、旧吉井町時代は仁堀出張所ではなくて仁堀支所という表現になっておりました。したがって、仁堀支所については当分の間出張所とし、桜が丘出張所については現行のとおりとすると、こういうふうに分けられております。

それから、新市における機構組織の整備方針でございますけれども、各種行政改革に迅速かつ的確に対応できる機構組織、あるいは住民が理解しやすく住民の声を適正に反映することができる機構組織、それから責任の所在が明確な機構組織、簡素で効率的な機構組織と、こういうふうに分けられているということで、整備方針が協定書の中に載っております。

それから次に、平成22年3月に策定をされました第2次の行財政改革大綱、この中から組織機構の見直しの部分に新市における機構組織の整備方針というのが定められております。その部分を抜粋して載せさせていただきます。組織機構の見直しに当たりましては、縦割りの弊害を廃止し横の連携を密にした組織機構の見直しにより、総合調整機能の強化を図る。あるいは、スクラップ・アンド・ビルドによって簡素で効率的な組織機構の整備を行うとともに、市民にわかりやすく利用しやすい体制を整える。あるいは、本庁、支所、部課間の役割分担を見直すとともにさらなる連携の強化を図る。あるいは、支所等については、市民の利便性に配慮をしながら窓口業務、維持管理業務など、地域に密着した業務、地域の活力を生み出す業務に特化するなど、支所機能の抜本的な見直しを図ることということが第2次行財政改革大綱の中で定められております。

次に、組織の変遷の関係でございますが、先ほどの資料編の26、27ページをごらんいただきたいと思います。

26、27ページでございますけれども、合併時、及びそれから2年たって機構改革を行った19年4月、そして現在の組織ということで変遷を載せさせていただきます。26ページに

本庁の関係、それから27ページに支所、教育委員会、病院、消防の関係を載せさせていただいております。

ざっと簡単に御説明申し上げますと、まず26ページの総務部でございますけれども、合併当時、総務課、税務課、国体推進室が総務部ということでございました。この中で、19年4月には、国体が終わったということで国体推進室がなくなっております。また、税務課は企画財政部のほうに移動するとともに、総務課の中が分かれております。秘書課、それから管財課、それから部が違いますけれども、自治組織、防犯、交通などを所管しております協働推進室、こういうふうに合併当時の総務課が何課にも分かれたような形になっております。これにより現在は職員管理、防災、選挙などを中心とした総務課になっております。なお合併当時、桜が丘出張所は熊山の市民生活課の管轄でございましたけれども、このときに本庁総務部総務課の管轄になっております。現在でございますけれども、19年4月と同じでございます。

次に、企画部の関係ですが、合併当時、企画課、財務課、情報政策課の3課でございました。19年4月には企画課の課内室として行政改革推進室ができております。それから、財政課と税務課が企画財政部という形になっております。現在でございますけれども、行政改革推進室が企画課から財政課に移っております。

それから、市民生活部の関係ですけれども、合併当時、市民課、生活環境課の2課でございましたけれども、先ほどの自治会等の仕事をさせていただいております協働推進室ができて、市民課の課内室となっております。現在も同じでございます。

それから、保健福祉部の関係ですけれども、保健福祉課と社会福祉課の2課でございました。このうち、保健福祉課の中にありました介護の関係、これが独立しております。健康増進課、介護保険課、社会福祉課という3課になっております。これは現在も同じでございます。

次に、産業建設部の関係ですけれども、合併当時、産業振興課、建設課の2課でございました。また、上下水道部は、水道課、下水道課という2課でございました。19年4月の機構改革の際に、このときはそのまま産業建設部、上下水道部とも変わっておりません。その後、現在の状態になるときにこの辺の組み合わせが変わっております。産業振興部門と建設事業部門ということで、大きく2つに分けております。産業振興部については、農林課と商工観光課、企業立地推進室ということで、主にソフト、一部ハードもありますけれども、ソフト部門が産業振興部、それから工事等のハード部門が建設事業部ということで、都市建設課、水道課、下水道課と、3課体制にいたしております。

それから、27ページ、裏面でございますけれども、まず支所の関係では、赤坂支所が管理課をはじめ、合併当時5課ありましたけれども、19年4月には管理課と市民生活課が1つになって市民生活課となり、4課になっております。また、現在は、産業建設課と上下水道課がまとまり、産業建設課になりまして、3課体制ということになっております。

次に、熊山支所ですが、合併当時、5課1室1出張所という形でございました。まず桜が丘

出張所が先ほど申しあげましたように総務課の管轄となっております。それから、国体推進室はなくなっております。そして、管理課と市民生活課が集まって市民生活課ということで、4課体制となっております。現在は、産業建設課、上下水道課がまとまって産業建設課ということで、3課体制となっております。

吉井支所の関係でございますけれども、こちら5課2室1出張所の体制でございましたけれども、まず国体推進室がなくなりました。また、管理課と市民生活課が一緒になって市民生活課となり、仁堀出張所の管轄もしております。

それから、出納室がなくなりまして、健康福祉課、産業建設課、上下水道課という体制となっております。現在は、さらに産業建設課、上下水道課がまとまりまして、3課と1出張所という体制となっております。

それから、その下の教育委員会ですけれども、合併当初は3課体制でございましたが、19年4月にスポーツ振興課ができております。この部分につきましては、4課ということで1課ふえております。なお現在も同じく4課体制でございます。

次に、病院の関係ですけれども、合併当初は事務局ほか3局1部という体制でありましたけれども、機構改革の際に訪問看護部というのができております。これは、訪問看護部の関係が支所の健康福祉課から病院に移ったためだったと思います。現在は、名称が変更され、市立熊山病院から市民病院となっております。

それから、消防の関係ですけれども、合併当初は瀬戸町との一部事務組合ということで消防業務は市の業務になっておりませんでしたけれども、19年1月に瀬戸町が岡山市と合併したことから、消防業務が市の業務となっております。したがって、19年4月には消防本部ということで3課1室、それから消防署、出張所が2つというような形となっております。これにつきましては、現在も同じ体制となっております。これが組織の変遷でございまして、もう一度、もとの会議次第がついておるほうの資料にお戻りをいただきたいと思っております。

2番目に、2ページの下側あたりですけれども、検討課題ということで、これ以降につきましてはどのような課題があるのか、あるいはそのために支所業務をどのようにしていけばいいかということを事務局案で作成をさせていただいております。

これから説明を申し上げますけれど、後で皆さんの御意見をいただいて修正をしていきたいと思っております。支所関係につきましては、流れもございますのでまとめて一気に説明をさせていただきたいと思っております。支所機能の見直しに当たり検討すべき事項ということで、5項目ほど挙げさせていただいております。

まず、①市民ニーズへの対応ということでは、ますます高度化、多様化する市民ニーズに、限られた財源であるとか職員で対応をしていかなければなりません。そのためには、スリムで効率的な組織機構としていかなければなりません。

それから、3ページに行きまして、②の職員の削減ですけれども、第1回の審議会において

組織機構の見直しの必要性、職員をさらに削減していかなければならないということは会長からも御説明をいただきましたが、今後地方交付税も削減をされて財政がますます厳しくなっ
てまいります。したがって、給与の見直しということも当然考えていかなければなりません
けれども、職員数そのものもさらに削減をしていかなければならないということございま
す。

それから、③の支所業務の厳選ということですが、合併協定書の中には総合支所と
いう表現は出てまいりませんでした。現在名称も支所ということになっておりますけれど
も、合併協議の中では総合支所としようという協議をされておまして、それに基づいて
現在の支所は設置をされております。そのため、合併の目的の一つであります職員の削減が思
うように進んでいないというのも事実でございます。

今後は、職員を削減しながら市民の利便性やニーズをできるだけ損なわないようにするた
めに、支所業務をさらに厳選をしていかなければならないということでございます。合併以来6
年以上経過しております。先ほどの事務調査もありましたけれども、そういうものも参考にし
ながら実態をよく踏まえた業務の厳選をしていく必要があるということでございます。

それから、④の本庁と支所の役割分担でございますけれども、支所業務の厳選を進めてま
いりますと、支所で行っていた事務が本庁の事務に変わったり、あるいは支所で完結できていた
事務が支所で受け付けをして本庁が処理をするというふうには、事務の体系というものも変わ
ります。ますます複雑になってまいります。したがって、本庁と支所の事務分担を明確にし、協力
体制をきっちりと確立していく必要があるということでございます。

それから、⑤地域活性化のために協働のまちづくりが不可欠ということで、職員は削減さ
れ、また財政的にも非常に厳しくなってくるという状況の中で地域を活性化をしていくた
めには、やはり地域の皆さんと職員が協力して活性化に取り組んでいかなければならない、すな
わち協働のまちづくりが不可欠となってまいります。という5つの課題を上げさせていただ
いております。

それじゃあ何を見直すのかということで、事務局案では6点を挙げさせていただいており
ます。

まず、①の支所の管轄区域でございます。今後の出張所の状況にもよりますが、先ほどか
らお話が出ております桜が丘東地域は熊山支所の管轄でございますけれども、道路の維持管理の
関係は現在本庁が行っております。また、選挙等でも非常にたくさんの方が本庁にお見えにな
って、本庁を利用されている方というのが非常に多くなっておるような状況でございます。こ
のような状況を踏まえて、今後すべてを本庁管理に移すのかどうか、この際管轄区域につい
ても検討する必要があるというふうに思っております。

それから、②所管すべき事務事業でございますけれども、支所機能の見直しに当たっては、
何を支所業務とすべきかは当然見直しをしていかなければならないことです。

また、③の支所の権限でございますけれども、支所の行う業務についても権限をどこまで持つか。例えば税の証明であるとか、そういうものは当然支所ですぐ完結ができなければなりませんけれども、中には支所で完結できない、とはいうものの、市民の利便性を考えると、受け付け業務は支所に残しておいて、受け付け、相談等は支所でできますよという体制もとっていかなければならない業務もあります。そういったこと及び役割分担について、初めの安芸高田市の例がありましたけれども、事務分掌の中でどこまでを支所がしてどこからを本庁とするのか、そのあたりの役割分担というのが非常に重要になってまいります。

次に、④組織機構であるとか、⑤職員の配置、それから⑥本庁との協力体制については、当然、①から③について見直しを行っていけば、④から⑥までも必然的に見直しをしなければならない項目というふうに思っております。

それでは実際に支所の機構組織、事務、職員について見直しをする上でどういうことに配慮をして見直しをすればいいのかということで5項目ほど挙げさせていただいております。これにつきましても、特に委員さんからこれは必要、こういうことも加味しなければならない、あるいはそれは加味しなくてもいいでしょうといういろんな考えがあると思います。そのあたりの御意見をいただければと思っております。

一番初めの①の将来像でございますけれども、いつの支所の状況を見据えて、私どもから言えば提言がいただけるのか、委員の皆さんから言えばいつを見据えて提言をするのか、これは非常に重要になってきます。来年の4月なのか、3年後なのか、交付税が減る4年後なのか、それとも切りのいい5年後か、10年後か、そのあたりをどうするかということは、今後、審議をしていく上で非常に重要になってまいります。したがって、何年後を想定して提言を出すかということについては、本日決めていただければというふうに思っております。

次に、②地域特性への配慮でございますけれども、これもいろんな要素があるというふうに思われます。例えば、災害の発生状況であるとか高齢化や過疎化の状況、本庁への距離、またその交通手段、あるいは生活圏、地域の産業、伝統行事などなど、いろんな要素があろうかと、地域の特性があろうかと思っております。

それから、4ページへいただきまして、③管轄区域の関係でございます。先ほども例で挙げさせていただきましたけれども、桜が丘東地域のように本庁を利用される方が多い地域もございます。この際、そのあたりを検討する必要があると思えますし、あわせて出張所についても、利用状況等を踏まえながら検討しておく必要があるというふうに思っております。

それから、④協働のまちづくりでございますが、市内全域で取り組むべきこともございますけれど、地域の活性化を図るということでは身近な支所、こちらのほうと住民の方の協働のまちづくりというのが非常に重要になってまいります。したがって、支所というのは協働のまちづくりの拠点とする必要があるというふうに考えております。

それから、⑤の公の施設の関係ですけれども、それぞれの地域に多数の公の施設がございま

す。行財政改革審議会からも提言をいただき、今そのあり方等の検討をいたしておるところでございますけれども、その管理方法等も要素として考えていく必要があるというふうに思っております。

なお、公の施設の見直し取り組み状況につきましては、この協議の後、その他で報告をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上、支所の見直しに当たり事務局が配慮をすべき事項ということで考えさせていただいたものを挙げさせていただいておりますけれども、これ以外にあれば御意見のほうをいただきたいと思っております。これらのことを踏まえた中で、さあそれじゃあ支所に求められるものについてどういうことを考えていけばいいのかということで、事務局のほうで3本の柱を考えさせていただいております。

1つ目が、市民の利便性に配慮をした身近な業務組織、それから2番目が市民の安心・安全を守る業務組織、それから3番目が地域を活性化するための業務組織、この3本柱に絞って考えてはどうかということで御提案を申し上げさせていただいております。

まず、1番目の市民の利便性に配慮をした身近な業務ですけれども、先ほども申しましたけれども、税金であるとか戸籍であるとか住民票、健診等々については、身近な業務ということではやはり残していく必要があるであろうと思われまます。それから、わかりやすい組織ということでは、わかりやすい名称であったり、あるいは複雑でない組織、簡素な組織というのが望まれるところでございます。

それから、2番目の市民の安心・安全を守る業務組織でございますけれども、その中には防災無線であるとか消防であるとか防犯のようなもの、あるいは道路の緊急修繕であるとか災害への応急対応など道路の維持管理や補修のようなもの、あるいは交通安全や消費生活など市民の安心・安全を守る業務というものは支所業務として残していく必要があるのではないかとこのように考えております。

それから、3番目の地域を活性化させるための業務組織でございますけれども、町内会であるとか区長会のような自治会とか自治組織、あるいは合併時にできました地域審議会、このような既存の組織というものも当然生かしていかなければならないと思っております。

また、今後の活性化のキーとなる協働のまちづくり、その他公共交通あるいは地域の祭りや伝統、あるいは異なる年代、地域間の交流などをバックアップできるような業務や組織というものも考えて残していかなければならないというふうに考えております。

以上3項目を支所業務見直しの柱と事務局では考えております。また職員の管理であるとか支所の建物の管理のように、この3本柱には入りませんが、当然残ってくるものもございまして、見直しを考える上では3つぐらいに絞ってはどうかと考えております。

以上、事務局案の説明とさせていただきます。

●議 長 ありがとうございます。

今、事務局のほうから、これからの支所のあり方の具体的な見直しを考える論点を提示していただきましたけれども、非常に詳しい説明でありありがとうございます。

これまで合併時に、あるいは我々が第2次赤磐市行財政改革大綱の中で、こういう支所のあり方などにつきましても議論をしているわけですが、いよいよその支所のあり方を具体的に議論をするときが来まして、それをどうするかということで何をどのような形で議論していくか、そういう枠組みを今提示されたわけです。

ポイントになるのは(3)のところではありますが、これが一つこれからの支所の具体的な見直しのベースになるものかと思えます。支所の何を見直すかということですね。ここでは、管轄区域、今それぞれありますけれども、その区域が今のエリアでいいのか。先ほど桜が丘の話もされましたけれども、ここでは地域の実態と本当に合っているかどうかという問題があるかと思えます。それから、その支所で何をするか、事務事業をどうするかということですね。どこまでを決められるかという意思決定のことが権限として出てまいります。それを実際に行うための組織機構は、今の3課体制でいいのかどうか。そして、それを担う職員はどうあるべきなのか。当然のことながら、支所が本庁と連携をとりながらやっていかなければいけないんですけども、その協力の仕組みっていうのは今のままでいいのか。こういうところが事務局案として出ておまして、これが具体的な見直しの項目だということで提示されておりますので、特にこのあたりを皆さんに御意見いただければと思います。

こういうことを議論するのに必要な考え方として次の(4)というのが出ておりますが、将来像についてはちょっと後で見まして、地域性というものを議論をする必要がある。例えば、吉井と桜が丘では全然違うわけでありますのでそのあたりについてです。そして、その実態と管轄区域のことが当然出てきますし、それから昨年度の提言書でもまとめましたけれども、これからの支所は規模を縮小していくということでは皆さんの合意をいただいております。そうすると地域が衰退してしまうという中で、協働という視点を持つていく必要がある。そのための拠点としての支所ということがやっぱり重要となりますので、その協働のまちづくりの観点からも考えなきゃいけないし、そして公の施設というのが当然それぞれの地域にありますので、これの管理の問題というのがありますから、これとの関連で支所のあり方も考える必要があるということで、こういうところが先ほど言った6つの点を議論する際にちょっと考えなければいけない点ではないかと思うんです。

最後の(5)のところですけども、これは事務局のほうから出された、改革をした後の支所というのはどんなものなのかっていうことで、やはり大きいのはこの利便性、これが市民からかえって不便になっちゃったと言われては困るわけで、利便性は大事です。そして、2つ目には安心・安全ですね。やっぱり撤退をしまして、うちの地域どうなるんだっていう、そういうことじゃ困るわけでして、不安感を抱かせるということではよろしくない。安心・安全をどう守るのか。そして、3つ目には、支所などを拠点として地域を盛り上げるといいますか、

活性化をさせる。そういうことが必要だということです。そういう改革をした後、求められる機能としては利便性の確保、安心・安全の確保、そして活性化、そういう面で求められるものが改革後大事だということを出ているわけです。

ですから、これらを実現するためには、ちょっともとに戻りますけれども、3番目の支所のどこを見直すかっていうこと、このあたりが具体的な見直しのポイントということで提示されました。もちろん、これをいつするかっていうことが問題になってまいりまして、ゴールを決めなければだんだんと進んでしまいますので、こういうことをいつまでにするかということも考えなければいけない要素だということでもあります。

こういうことが今事務局のほうから説明があったわけですが、いろんな御意見があるかと思しますので、御質問も含めて御意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。これがきょうの一番大事なテーマであります。

●〇〇委員 管轄区域については、今の支所というのが旧町でそれぞれ今までやってきた経緯、経過、文化、伝統等もありますので、旧町単位の管轄区域をいらうというのはなかなか難しいと思うんです。しかしながら、これは私の考えなんですが、桜が丘は一つの丘陵地の中に桜が丘東と西があって出張所もあるわけですが、できることならここは一つの単位組織と考えてもいいんじゃないかなと。というのは、やはり単位組織にすればそれなりの、例えば出張所なり支所なりの機能が備えられれば地域の皆さんが非常に利便性を感じられる。わざわざ下までおりてきて、高齢化の中で本庁までおりてこなくてもそこでほとんどが済む。ましてや、生活実態も農業とか産業とかそういうことじゃなくてほとんどが住宅地という、共通した生活圏ということでもありますので、私はそれで検討をされたほうがいいんじゃないかなと思います。ただし、熊山支所がありますので、どちらかが支所なり出張所なりの体制を検討する必要があるんじゃないかなというふうに私は思いますけど、これは今後の皆さんの御意見をお聞きしながら私も考えていきたいなと思います。

それから、所管すべき事務事業ですが、ここで支所を見直すということであれば支所の中身もやはり検討をしていかないといいんじゃないかな。これも参考までにですが、例えばソフトとハードがあります、事務事業の中でも、行政の中でも。ソフトの場合は、例えば総合窓口課みたいな形でそこでソフト部門をこなすと。また建設とか水道とか産業とか、そういったものは地域対策課というような形で、その中で取りまとめを行うということでいけば、いろんな地域住民のニーズにこたえられるんじゃないか。

もう一つ言うならば、支所長は廃止をすると。もう支所長は要らない。そのかわり、総合窓口課の課長と地域対策課の課長2人の、そのフォローとして本庁の部長が支所長を兼務すると。そうすれば、もっと効率的な対応、それから対策がとれるんじゃないかというふうにも考えられますので、そうすればもっと財政的にも助かるんじゃないかと。

それだけではちょっと不安だということが言われると思います。そうすると、非常に厳しい

状況になりますが、15年には交付税もなくなるわけですからそんな悠長な余裕のあるような体制はとれないと思っています。今赤磐市の支所を見ると、ほとんど当時の人数とは違いますが、かなり余裕のある人数が配置されております。それも、できることなら先進地なんかを見ると、それぞれの支所はほとんど10名以上人数が多いんじゃないかと。今の吉井、赤坂、熊山の人数は大体10人ぐらい多いというふうに、先進地と比較するとそういうふうに思います。そういうことからいくと、それだけの人数を減らすと何を言っとんだと、おめえ来てやってみいと言われるだろうということが大体わかります、そういう言葉を言うだろうと思うんですけど。それをフォローするのに、本庁にある班体制、吉井班、赤坂班、熊山班、これのやはり充実を図っていくということにして、部長が支所を把握していけば、臨機応変に朝の朝礼なり前日の夕方調整をしたりとか、そういう中であくる日何があるかとか何に取り組むとかということをきちっと把握しておけば、十分にその班体制の中で人材を送り込んで支所の機能を果たしていくということではできると思いますので、財政の厳しいときならそれぐらいのことは思い切ってやらにやいけないんじゃないかなというふうに思っております。

組織機構も、支所のそういった総合窓口課なり地域対策課を考えた中で見直していくということになっていくんじゃないかなと思うんです。今言ったように、本庁との協力体制も、部長が全体を把握すれば入札の問題や修理修繕の問題なんかも全部対応ができると思いますので、その体制が確立すれば非常にスリムで効率的な市役所と行政ができるんじゃないかなというふうに思います。

それから、地域の活性化についてですね。ここに先日の会議にまちづくりの冊子が配られましたんですけど、これを見るとこのまちづくりの冊子で、吉井町の地域の問題や伝統や文化、それぞれいろんな取り組み、こういったものを全部網羅したまちづくりができるのかというように思うんです。例えば赤坂地域にしても熊山地域にしても、この冊子では地域の特性を生かしたまちづくりというのはなかなかできんと思うんです。それにまちづくりというのは、それぞれの地域から選ばれた人たちが出てきて、その地域を知った人たちみんなで議論し合うと。地域を知らない人たちが選ばれてきてまちづくりを議論して冊子をつくってみたって、それぞれの地域に見合ったまちづくりにはならないと思うんです。

そういうことからいくと、最後の5番目のこの支所に求められるもの、これは地域に密着した中身や問題でもありますので、早急に支所の見直し、支所の機構改革をやっていただいた上で、地域のことがよくわからない人たちがいろんな意見を言うてこうしたほうがいい、ああしたほうがいいと言うのではなくて、見直し後の支所の中で、支所の人たちと地域住民の皆さんとが一体となって、地域の特性を生かしたまちづくりを検討していったほうがいいんじゃないかなと、私はそう思いますけどいかがでしょうか。

●議 長 ○○試案というべきものですね、かなり詳細な御意見をいただきました。先ほどの具体的な論点ということで、事務局のほうから3ページの(3)の具体的な見直し項目を上げら

れたわけですが、それについての〇〇委員の御意見が今提示されたわけですが。ほかの委員の方、当然いろんな御感想あると思いますので、お話しいただければと思うんですけども。

ほかに何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ちょっと確認ですけども、ここにある管轄区域というのは、今のお考えでは基本的には今の支所単位は旧町があり、壊すことはできないと。ただ、桜が丘についてはちょっと検討の余地があるだろうということでここに挙げたほうが良いということですね。

●〇〇委員 生活形態が同じような人たちが東と西にありますから。

●議 長 はい、わかりました。

そして、協力体制につきましては、先ほど本庁の中にある班体制、班という組織があるらしいんですけども、そういうものをこれからうまく活用すれば、せっかくにある資源ですから、そういうものを活用すれば本庁と支所の協力体制もうまくいくんじゃないかという御意見だったと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

きょうは、この管轄区域をどうするかとか事務事業をどうするかとか具体的な話をするつもりはありません。きょう一番に決めたいのは、先ほど冒頭にも言いましたけれども、この会議では今年度支所等のあり方の具体的見直しをするんだということを前回決めまして、その具体的な見直しをじゃあどういうふうに具体化するかという話が出てくるわけですね、次にね。その具体化をするときに、やはり項目がなければ具体化できませんので、今事務局のほうからは3ページの(3)にありますように、その見直し項目として管轄区域、それから支所の事務事業をどうするか、権限はどこまで与えるか、そして組織機構はじゃあどうするのか、じゃあそれに対する職員の配置をどうするか、本庁との協力体制をどうするかという6つの論点が提示されておりまして、今〇〇委員がおっしゃったのはそれに対する〇〇試案のような話だということで、別に〇〇試案の話はきょう、どうするという話ではなくて今御意見を聞いたということです。これは、皆さんがイメージを持つ上で非常に有効だと思います、具体的な話は。ですから、非常に傾聴に値する御意見かと思えますけれども。

先だっちはこういう項目でよろしいかということですね。今6つ項目出てますけれども、これ以外に、こういうことも議論すべきじゃないかということがあれば言っていたらと思うんですが。

●〇〇委員 ちょっと。

●議 長 はい、どうぞ。

●〇〇委員 先ほど課長から何年後かというのを言われたんですけど、交付金が2015年から打ち切られていきますし、それから地域審議会も、地域が疲弊することへの対策として設けられ

ておりますので、おおむね10年間を目途とすることとなっております。そうすると、限定すると非常に難しいと思うので、3年から5年の間で検討するという事でいけばいいんじゃないかなあと、私はそう思います。

以上です。

●議長 この改革の見直しをいつまでにするか、これは大事な話なんですけれども、3年から5年程度でいいんじゃないかと。5年ということは、大体2015年ぐらいを目安にということですね。

できれば、いつまでというのはきょう決めたら決めたいなと思っています、いつまでというのはね。じゃあその中身は何かっていうのは、きょう枠組みだけ決めて、中身についてはちよっときょうはもう無理ですので、こういうものを枠組みを決めればそれをどうするかを次回あたりから考えていきたいと思いますが、御意見はどんどん言ってください。項目はこれでいいということであればこれで終わりますけれど、その項目の中身を今〇〇委員がおっしゃったように、例えば管轄区域はこうがいいとか組織機構はこんな形でいいんじゃないかとか。なかなか何回も会議を開催できませんので、御意見があればどんどん言っていただきたいと思います。それらはきょうは決めませんがね。御意見を言ってください。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 では、失礼します。

ちょっと資料のほうで、審議会の1ページから2ページにかけて、合併協の当時の抜粋とそれから現行の2次行革大綱というふうなものを記載されておりますけれども、これは考え方として合併協の趣旨を踏まえて現行の行革大綱が策定されているという認識でよろしいかと思うんですが、この両方を書いてありますと、どちらがどうかというのがちょっと。どちらも生きているという考えなのか、あるいは2ページの②の行革大綱のほうが一応現行の大綱であると、これが上位計画であると、そういう位置づけでいいというふうに認識はしておるわけです。それが1点と、それからこの2ページの、実は②の3つ目のボツ、限られたマンパワー云々の記述でアンダーラインを引かれていますけれども、実は支所の役割分担を今後いろいろ議論していく中で、やはり本庁とのかかわりというのはこれはかなり必要じゃないかと思うんです。といいますのは、例えば支所でやっている業務を本庁がやるということになると、その受け皿自体も本庁の業務に関連していくんじゃないかということで、ここにアンダーラインで書かれてありますように、本庁、支所間の部局間の役割分担云々ということでありまして、これは表裏の関係になるかと思えますけど、本庁の業務をあわせてやらないと、なかなか支所の業務を本庁にやるとかやめるとか、それだけじゃちよっとなかなかはまり切らないのかなあというような考えを持ちました。

それと、やはりこれから少子・高齢化とか、あるいは東日本の大震災というようなことで、新しい行政のニーズというのがどんどん出てくる、あるいはそれに市のほうも対応をしていか

なきやいけないということで、その新しい行政ニーズにきちんと対応できるような組織というのが県でも国でも市でもやはり必要ではなからうかというふうに思っております。そういう新しいニーズを支局のほうで持たせるのか、あるいは本庁のほうで持たせるのかというのは、今後議論の余地はありますけれども、その具体的な例として、4ページに(5)の②で防災という事例が挙がっております。確かに、緊急に大きな地震とか災害があった場合には、なかなか本庁から遠方のほうへ出かけていくというのは難しいかと思えますので、そういう視点で支所とか出張所というものはぜひ必要ではないかというふうに考えております。

それからもう一点、時期的なことを会長のほうもおっしゃられましたけど、やはりこれは例えば市の総合計画でありますとか現行の行革大綱の目標、これ二十何年度でしたかね、目標年次とか、できればそういう上位計画に合わせて、前倒しでもいいですから執行といいますか、目標を掲げてやられたらというふうには考えております。

以上です。

●議 長 ありがとうございます。

4点ほどちょっとお話があったわけですが、まずはこの考える前提として枠組みが必要なわけですが、第2次行財政改革大綱のこの支所等に関する話、そして合併時における協定の中で出てくる話、どちらが上位なのかという点なんですが、この点についてはどうでしょうか。私が答えるのかな。

どうぞ。

●事 務 局 ここで、どちらが上位なのかというお話でしたけれども、なぜここに合併協定を載せさせていただいたかという、出張所の関係でいえば仁堀出張所について、当分の間というような表現が出ております。

それから、ここで考えていく中で、合併当初、吉井支所については機能の充実を図ることになっておりました。という中で、合併時には出納室の設置というような、若干充実の部分があったわけですが、行改革等を経て現実的には充実した部分がないような状況にはなっております。とはいうものの、これから支所の機能を削減というか厳選していくにあたって、距離的なこと、交通的なことを考えると、ある程度支所間でのバランスが崩れるということか、どこも同じように一緒ですよという状態から、幾らかはそれぞれの地域に合ったことになっていかざるを得ないのかなという意味合いもありまして、つけさせていただいたということです。本来、合併協議は合併のときの協議でございますから、それで終わりといえば終わりのかもしれませんが、こういうふうな取り決めもあった中で進めていくということで御紹介をさせていただいたということでございまして、当然現在どう進めていくのかということになれば今の大綱に沿っていくというような形にはなろうかと思えます。

●議 長 私も、今の事務局からの説明には、かなり同感という感じですが。我々がこの第2次行財政改革大綱策定時の審議会委員であり、初年度に、立ち上がったときにまず取り組んだ仕

事がこの大綱づくりであります。この大綱をベースにして、理念としては一体感の醸成ということで、それまでの第1次行革はスリム化ということを目指したのに対して、第2次行革はいつまでもスリム化では夢がありませんので、その行革で何をするかという、新たにつくるということをやっていききたい。そういうことが考え方としてあって、そのときにやはり大事なのは、4町が合併した、しかしまだまだ一体感というのはつくられていないという中で、一つはそういう住民と行政の一体感をつくらなければいけない。そして、2つ目には、いわゆる周辺と中心ですね、そういうところの一体感が重要だ。そしてもう一つは、本庁業務の中でも、やはり4町の職員が一緒になっているわけですからいろんな文化があり、ちょっと違いもあると。そういうところも一体感をつくることによって、本当に筋肉質の自治体にしていこうというのが今回の第2次行革であります。その3つの一体感を構築する上で重要となるのが支所じゃないかと。

支所というのは、住民と行政の窓口でもありますし、そしてその支所というのは周辺にあるわけですから、支所と本庁との関係を見ることによって周辺と中心の一体化にもなるし、そして先ほど〇〇委員がおっしゃったように、支所の業務を見ることは結局は本庁業務を見直すことにもなるわけですね。ですから、そこでも行政内部の一体感の醸成にもなってくるということで。支所を見るっていうことは、この3つの一体感すべてを検討することにつながるわけです。ですから、非常に重要な位置づけかというふうに私は思いますので、今の〇〇委員の論点、当然支所の見直しということは本庁業務の見直しにもつながってくるということも私は認識しておりますし、審議会でもそういう方向で考えていきたいというふうに思っております。そういう意味では、どちらが上というわけではないんですけども、現在の審議会ではこの第2次行財政改革大綱、これが一つの枠組みになっておりまして、この中で支所のあり方を考えるというふうにしたいと思っています。

それから、3つ目に、今後は東日本大震災もあって新しいニーズも考えていく必要があるというふうにおっしゃいましたけれども、それについては、例えばこの3ページの何を見直すか、例えば事務事業というところで、先ほどの地域活性化の話もあると思いますけれども、地域活性化やこういう新しいニーズにどう対応をするかというようなところは、この事務事業の中で検討できるのではないかなというふうに思います。防災なんかはまさにそれかと思いません。時期についてはちょっと後でまた述べたいと思いますが、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。何か御意見、御質問、ありませんでしょうかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長 〇〇委員はいかがですかね、何か御意見ありませんでしょうか。
- 〇〇委員 意見というのではないんですけども、職員の削減数とかそういうことで、たしか数値目標とかその目標年度とかというのが、その大綱にあったんですかね。
- 議 長 職員の定員管理ですか。

●〇〇委員 はいはい、管理。

●議 長 ええ、それはあります。

●〇〇委員 ありますよね。目標年度はそういう年度に合わせればいいのかなというふうに思います。

それと、そういう目標年度には織り込まれているんだろうと思うんですけども、県から市へいろんな権限が移譲をされたり、そういう関係で仕事がふえてくる。もう既にふえてきているのかもわかりませんが、それが何%ぐらい今進んでいるのかな、いつごろまでそれがふえていくのかなっていうのを少し教えていただければというふうに思いました。

それから、最初の赤磐市とか岡山県内、それぞれの市の職員の数なんかを調査したのがありますけど、それを見ていると職員1人当たりの人口をざっくり見てもすごくばらつきがあると最初にこうおっしゃってましたけれども、そんな中でも特に職員数が少ない市が3つぐらいあったかと思えますけれども、そこを見ると課が2つとか少ないところは1つというのがもうほとんどの市だというふうに感じていますので、そういう支所の課っていうのはそれぐらいに、今の3つを少なくしていかないといけないんじゃないかなというように感じました。

以上です。

●議 長 最後の御発言は御意見ということで。2つ目の県のほうから仕事がどの程度おりてきて増えているのかというお話ですけども、もしわかれば。

●事 務 局 その前に、先ほどの〇〇委員のご質問、行革大綱の目標年次がいつになっているのかということについて回答を忘れてしまっていました。計画年度が平成22年度から平成26年度までの5か年ということで、目標年次は平成26年度となっております。

それから、職員数の管理の関係ですが、現時点での目標というと平成27年に今現在から20人削減ということになっておりますけれども、これ前回たしか御説明を申し上げたと思うんですが、これも組織機構の見直しによってはもう一度人数を見直していかなければならない。現状の組織機構であればこの程度ぐらいが限度かなというような数字の目標になっておりますので、そのあたりの目標についてはまた組織機構の見直しによってまた変わってくるということも考えられるという状況でございます。

それから、移譲事務の関係については、申しわけございません。ここ四、五年でかなりの事務というのがおりてきております。それは確かなんですが、さあ、事務移譲がどの程度、いつまで続いてどの程度の割合を占めるかというところちょっと数字がございません。申しわけございません。ちょっとお答えができかねますが。

●議 長 移譲事務の話についてはまた後日でも結構ですので、またよろしくお願いいたします。

それでは、ちょっと時間も押してきましたので、まず何を見直すかという具体的な論点ですけども、3ページの(3)に支所の何を見直すかっていうところで6つ項目が並んでおります

が、御意見がないようですので、この6点で御了解いただいたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

そうしたら、具体的な見直しの項目につきましてはこの管轄区域、そして事務事業と、そして権限と組織機構、職員の配置、本庁との協力体制、この6点について、これから具体的に議論をしていきたいと思っております。

それから、2つ目の目標年次であります。これは、できればきょう確認をしたいわけですが、けれども。〇〇委員からも大体3年から5年程度というふうなお話がありましたし、それから今の行革の目標年次が26年ですか。そして、定員管理計画の目標年次が27年度ということになりますと、平成27年だと切りがいいんです。僕は西暦で言うほうがわかりやすいんですけどね。2015年なんですね、平成27年というのは。この年は、御承知のとおり地方交付税についていよいよ合併効果がなくなりまして、一本算定という形で徐々に減少をしていく年度の最初に当たります。一般財源の地方交付税が減るわけですから、福祉や教育やいろんなところにひずみが出てくる可能性があります。だから、その前に改革をしておかなければ、起きてから改革をしたんじゃ意味がありませんので。ですから、2015年というのは切りもいいですし、そういう財政の節目でもありますし、先ほどの定員管理などの計画にも整合性があるということで、2015年、平成27年を目標に改革をしていくということではいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

そうしたら、目標年次につきましては2015年、平成27年度というのを目標年次に定めまして、先ほど言った6点を具体的に今後この会議で考えていくということにしたいと思います。ありがとうございました。

きょう決めたかったのはこの具体的な見直し項目でありまして、目標の年次も決まりましたので、非常によかったかなと思います。ありがとうございます。

それでは、最後に今度は会議次第の5番目、その他というところで、(1)公の施設の状況報告につきまして、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

●事 務 局 失礼をいたします。

それでは、公の施設の見直しの取り組み状況ということで、資料編のほうの資料でございますけれども、28ページの公の施設の見直し取り組み状況、平成23年6月1日現在という資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

なお、この表の見方について、ちょっと誤解を招きかねませんので、御説明のほうをさせていただきます。

28ページの横になりますが、横に向けていただいて一番上の二重線で囲んだ部分でございます。取り組みが完了した施設、このあたり、ちょっと御説明を申し上げておかないと非常に誤解を招いてしまうと思います。ちょっと説明をさせてください。

①の地元移譲として取り組みが完了した施設、1施設、それから閉鎖として取り組みが完了した施設、1施設、これについては文字どおり取り組みが完了をいたした施設でございます。

ただ、④の指定管理として取り組みが完了をした施設、7施設、それから⑥の改善として取り組みが完了した施設、63施設についてでございますが、表現だけ見ますと、済みと書きますと、あたかも取り組みが完了、完結したというような印象を受けてしまいますけれども、これらの施設については、当然これからも経費の削減であるとか利用率の向上であるとか、改善をしていかなければならないものでございます。とはいうものの、改善への取り組みというのは、その施設がある限り続けていかなければならないということございまして、そういうことからいうと、いつまでも取り組み中、検討中というような表現が出てきてしまいます。ということで、今回の資料でお示した施設で指定管理にしているもの、あるいは⑥の市が改善したもののうち、この表現、済みというのが幾つかあると思います。これにつきましては、担当部署からそれぞれ市長に取り組み状況を報告をいたしております。その中で市長が、取り組みがよくできているとは言わないまでも、現時点においての取り組みとしては市長が了承をしましたということになった施設については、済みという記載をさせていただいております。したがって、現時点においてということですから、今後も取り組みは続けていくという施設でございます。そういうふうな整理の仕方をしております。

それから、⑦は現状維持としている施設、2施設。それから、③は民営化でございます。それから、⑤は事業統合でございますけれども、それぞれ済みが何施設というのがございませぬ。これは取り組みがその完了までいっていないということで、今回は数字としては上がっていないということでございます。

個々の施設の状況につきましては、28ページの下段からそれぞれの施設について審議会の提言の方向、その右側に市が現在取り組んでいる方向、それから実施予定年度、これにつきましては先ほど市長が現時点で取り組みを可としたものについては済みということにしておりますけれども、取り組み年度、それからその右側が平成19年当時の市の負担額、続いて平成22年度の市の負担額、それからその隣が19年度と比較したときとの差ということで、三角の表示がついておれば19年度よりも経費が削減をできたということで表をつくっております。

また、取り組み状況ということで、それぞれ特記事項等を、特別な事情等や取り組み状況等について一番右側に記入をさせていただいておるということで、今回はそういう表の作成の仕方になっておりますので、そういうことで資料のほうをごらんいただければと思います。

●議長 ありがとうございます。

第1次行革で、公の施設の見直しとして189施設について見直しの提言を行ったわけですが

れども、この行革審議会ではその進捗状況を見ていく必要があるということで、現状を報告いただきました。

何か御質問とか御意見は。

どうぞ、〇〇委員。

●〇〇委員 すみません、ちょっとわからないんですけども。この負担額っていうのは、例えば30ページの一番上で言えば、19年度と22年度の負担額というのが17万円ですとずっと同じようになっています。これは、間が省いてあったとして、省いてあるんですよね、20、21というのは。というのは、その負担の増減額っていうのがゼロになっています。この負担額というのは、例えば今言った20の部分のこれは緑地ですね。緑道を管理するためにかかった費用ですよ。これがずっと同じなわけですか、19年度も21年度も20年度も22年度も。そこら辺がよくわからないんです。補助金名目みたいな形で毎年毎年同じ金額が出ているというようなことでしょうか。それならば、本当に毎年毎年これだけの金額が現実要るのでしょうか。そして、毎年補助金で出すのか、要った分だけを請求を出すのかは知りませんが、そういった請求が出された場合に、じゃあ前年度出したこの17万円のお金がどのように処理されてどのように使われたのかというチェックは当然されるべきものであると思うんです、次の年度のためにも、儉約のためにも。それがずっと同じのがずっと出てきて、例えば17万円のうちに毎年毎年5万円しか要らないとしても、それでも17万円が出されているとしたら本当にもったいないことで、その残りのお金っていうのはどこかに貯金してあるか何かかなあというようにしか思えないんです。そこら辺のチェック体制というのは、本当だったら申請を出したときに、前年度の17万円はどのように使ったかというチェックが要るんじゃないかと思うんですが。そこら辺は、ずうっと見てみたら結構あるんです、こういう項目が。そこら辺で今、毎月、毎年出している17万円がどのくらいの状態になっているのか。17万円以上何か修理してかかることもあると思いますし、それだけかからないときもあると思うんです。それを、ずっとずっとずっと同じ金額が出ていって、もしチェックできていないとしたら、大変もったいないことだと思います。そこら辺をぜひお聞きしたいと思います。

●議 長 今、30ページの施設番号20番の緑道の管理事業ですかね、それが事例になっていますけれども、この17万円という状況、どんなものなのかっていうことで御説明いただけますでしょうか。

●〇〇委員 すみません、いいですか。金額っていうんでなくて、ここだけじゃなくて同じような状況の項目がいっぱいあるもので、そこら辺のチェック体制をしておられてお金を出しておられるのかどうかというのが気になるんです。

●議 長 評価がなされているかどうかっていうことですね。

●〇〇委員 そうですね。無駄な出費になっているんじゃないかと。

●議 長 前年でこれだけのお金を出して、また今年も同じお金を出している。そういうこと

がずうっと繰り返し繰り返しなされているのでは非常に問題であると。そのあたりはどうかということでもあります。

●事務局 まず、19年と22年度でその間はどうかということですが、これについては申しわけございません、資料の作り方がこういう資料になっていますので、この資料では全くわからないというような状況になっております。

例として20番目の緑道の部分を挙げられたわけですが、これが補助金で出ているのかなにで出ているのか、それが今、私のほうでわからないんですけれども、例えば補助金等でおれば、当然年度初めに交付申請をいただき、内容をチェックし、また支払いのときには当然それ以上のお金を使っておるから支払っておるはずでございまして、これをそれじゃあ7万円しか使わなかったから10万円を貯金するというような状態というのは生じていないと思います。

それから、全体的な話で、個々のというのはもうそれぞれで調べてみなければわかりませんが、当然このお金を払うという段階の前に、総合的な部分でいえば予算編成というのがございます。予算編成のときにそれがどういうふうに使われておるか、また必要な金額、最低限のものであるかというのは、まずは予算査定の段階でチェックがかかっておると思います。それから、それで予算が仮に通った場合、認められた場合には、当然年度当初に、先ほど言いましたように申請書が出てきたり事業計画があつたりという中で執行していっとると思いますので、この20番目がどういうふうな状況、補助金なのか何かちょっと今この表だけではわからないんですけれども、まず予算、そして実施のときには担当部署でチェックをし、またその実績を見てお金を支払うという状況にはなっております。

●議長 じゃあお願いします。

●執行部 御苦労さまでございます。

これにつきましては、シルバーとか町内会へ委託する草刈りの管理賃でございまして、例えば切るものが多くて産廃がふえて持ち込みが多くなると、金額も多くなるケースがあるんですけど、毎年この程度で委託契約をお願いしますということをやっておりますからほぼ間違いはないんですが、まして予算のときにチェックし、検査に行ってもチェックはしてございますので。市道も緑道もですが、平均的1平米何円で草を刈っていただくとか管理をしていただくというのがありますから、これは統一的な見解でやっておりますので、ほぼ横並びというのが現実でございます。

●議長 いかがでしょうか。よろしいですか。

今のお話ですと、基準でこういう基準があるからお金を渡すと。しかし、そのシルバー人材センターかどこかは知りませんが、渡された後はもう何とかそっちでやってくれみたいな話で、何かちょっとそれだともういつまでたっても前年どおり前年どおりみたいな話がずうっと続くような感じがするんですね。もっと、コストと資質っていうのがちょっともう少し

考えていただかないと。資料にはこれから管理手法を検討しているって書いてありまして、24年度ってなっているんですけど、何か非常に時間がかかっているなっていう感じはいたしません。

●〇〇委員 お話はよくわかるんですが、じゃあその渡したお金が毎年毎年大体同じ金額渡って、じゃあその分として渡した先がどのような形で今お金管理してるのかなあっていうようなことはチェックできるとおうか、チェックしなくていいんでしょうか。

●執行部 すみません。ケースケースいろいろあるんですけど、今のこのケースによりますと、大体今平米が幾らというのは設計単価で決まっております、これを地元の方に委託するか業者に委託するか。なお地元の方、あるいはシルバーだったら随契になるんですけど、業者の方だったら入札になります。そういう形で、決まった設計単価に基づいて委託をかけておりますので、そこから先はそのされた会社の方、あるいはシルバーさんのほうの人夫賃の支払いになりますので、そこまでは管理ができない状況でございます、このケースについては。

ですから、どういうふうな検討、節約するかというのは、要は刈る面積を、委託する面積を少なくするか、木の植栽を変えるか、1年飛ばすかとかというところで、支障のない範囲で間隔をあけるなりその面積を減らすなりすることを検討するというところでございますので。草刈りと同じような状況ですので、必ず発生するものです。それを間隔をあけるかどうかということを検討すると、具体的に言いますとそういう状況のものでございます。これは、緑道といいましても一種の草刈り、枝打ちみたいなものでございますので、通常の建物の管理とは若干異なると思います。

●〇〇委員 すみません。おっしゃることはよくわかるんですけど、それじゃあ極端に言えば、申請されるままにそのお金を渡して、そのお金がどう使われようと、言い方はおかしいですけど、それこそ半分使って半分持っていようとそういうことは別にいいわけですか。そのぐらいしか使わないのなら、じゃあ今度申請のときに、前のこれだけが残ってるからそれできないかというようなそのチェック体制っていうものが私は要るのかなあという気がするんです。そうでないと、現実に出たお金のいくらかを使っただけは貯金できてるっていうところを知ってます。ですから、そういうところがあるんじゃないか。結局、そこら辺までのチェックを何とかその申請時にちょっとでも省けるような申請というのか、お金を出す方法というのを何かの形で考えてもらえれば。金額ちっちゃいんですけど、結構これ見てたら項目かなりあるもんで。もうずっと前からこのことに関しては気になっていたんです。

●執行部 おっしゃることはわかりました。わかるんですけども、このケースとか、例えば設計で、この分については積算が1万円のできる、日当1万円の方を1万円のできるというような設計書でやりますんで、それを5,000円でしていただければ委託料が5,000円で委託するだけの話になりますから、やはりその間に入札っていう基本的に契約行為が入りますので、

今の〇〇委員のおっしゃるようなことにはこのケースについては基本的にはならないケースなんです。

それから、補助金で出す場合に、例えばつまみで幾らでお願いしますっていうようなケースがあれば、地元あるいはそれを受けた人が、半分のできるのに市がこんな金額を言ってきたということでしたら、明らかに半分のできるわけですから、これはチェックをして実績報告の中で差し引き精算をするというのが常識になってまいりますけれども、このケースについては委託でも一種の請負契約と同じような格好になりますので、すべてその積算設計書があるものでございますので、今おっしゃるようなことには通常はならないです。1万円のできるものを5,000円にしてあげますよとえば、5,000円をお願いするケースでございます。

したがって、この緑道は、これは桜が丘の西で工事をするとき、開発するときでできた緑道でございますが、基本的には面積の何%かを緑道にするという規定があります。そういう緑道でございますので、その管理をするということになりますと、単純に申し上げますと、草刈りをするのを一度飛ばせば金額は下がります。ですけれども、そういうことがなかなかできないものについては草刈りをしなくてもいい方法を考えるか、あるいは樹木の場合は2年に1回剪定するかということで全体の金額を下げっていく方法がとれますけれども、いずれにしてもその委託をする場合には、木を1本切れれば幾らという設計書ができるわけなんで、これによって入札なり契約をしていきますので、ちょっとおっしゃるケースは当てはまらないんです、この場合は。

●議 長 はいはい、どうぞ。

●〇〇委員 わかりました。私が言いたいのはその緑道のどうかこうとかというようなそういう問題でなくて、もしそういう必要以上の補助金なら補助金が出てるんだとしたら、それをやっぱりチェックしていくのが出す側の役目だと思うんです。ですから、そこら辺、これは必要な金額なのか、それとももしこの地域だとこんだけの金額が余ってるじゃないかというようなチェック体制ができていのかどうかをお聞きしたかったんです。

●執 行 部 一般的に申し上げますと、設計をいたしましてこれだけの金額でできるかどうか、これだけの金額でできますということになりますと、出来高で差ができますと精算をいたします。これは、検査でチェックをいたしますので、必要以上のものができておればプラスになる場合もありますけれども、通常はチェックをして検査をしたときに金額が下がれば、その分だけはお支払いしないような状況のシステムができております。そういうことは見逃さないようにしっかりやっておるつもりでございますので、よろしく願いいたします。

●議 長 この話、短時間では決まらないような、納得できないような話だと思いますし、非常に重要な論点かと思っておりますので、これは改めて、昨年度も公の施設の見直しについては、英国庭園とかそういうような形で審議した経緯もありますので、次回、これについても大きなテーマとして、また皆さん、きょう配られたこの資料をもう一度見ていただきながら、御質問、

今〇〇委員からいろいろ疑問点を出されましたけれども、市民の目線から見てこれはちょっとどうなんだろうということが、もしありましたら、それをまた事務局のほうに出していただきまして、次回集中審議っていいですか、させていただきたいと思いますので。そういうことで。

はい、どうぞ。

●〇〇委員 〇〇部長、これは入札の問題と比較して答弁するんじゃなしに、これ地域に管理してもらっとるわけじゃから、例えば高枝ばさみとかいろんな掃除の道具が要るからとか、そういうものを含めて、水道料金は無料で使わせとるわけですよ、これは。ですから、そういういろんなことを含めた中で大体の金額をはじいた金額じゃということで説明すりゃあ簡単にいくんで。というのが、公の施設の見直し的时候に、僕はこの質問をしとんですよ。もう少しこの金額を下げて、必要な道具は市のほうから買い与えて、それでこの金額をもう少し下げてもらったらどうかということをご提案したことが、経緯があるんですよ、会長。それをきちっと説明すりゃあそれで納得されると思うんだけど、そういつて道具やなんやかも全部含めて管理委託をしとるということですよ。そうじゃないですか。だから、入札と比較して説明したって……。

●執行部 すみません、その件はちょっと初めて聞きました。このケースがそういうことになってからはちょっと知りませんので調査をしてみますけど、一般的なお話をしたままで。今言われたように、道具まで与えて幾らにしてくださいというケースはどれかというのはちょっとわかりませんので。

●〇〇委員 いやいや、緑道のこの管理について、木を切ったり草を刈ったりとかということがあるから、それだったらそういう道具を先に地域に与えて使わせて、市のほうから提供をして、それで総額を下げたらどうかという話を前にしとるんですよ。その話をちゃんと施設の見直し的时候にやとるんで、そのことを考えたらもうそんな難しい話、説明をせんほうがええ。ややこしい話になってしまう。

●執行部 わかりました。失礼しました。今の〇〇委員の言われているのは、弥生緑道とか門前緑道についてはそういう格好になっておるようです。

●〇〇委員 桜が丘のことでちゃんと言いました。

●執行部 調べてまた……。

●〇〇委員 部長がまだそのときにはおらんかったから。部長が担当じゃねえんじやから聞いたってわかるわけないんじや。

●執行部 そうですか。わかりました。十分調べさせていただきます。失礼しました。

●議長 時間が4時半を過ぎておりますし、この議論、話をしていますと時間もかかると思いますが、かつ重要なことだと思えますね。やはり、市民目線で見るときにこのお金の使い方どうなのかっていうことを言える審議会は唯一ここしかありませんので、〇〇委員の

ような御意見というのはどんどん出していただきたいと思っておりますが、そのためにはちょっと時間がありません。これはその他の中に入っていて、メインテーマになっておりませんので。次回、ちょっとこの取り組み状況の中でいろいろな疑問点、皆さんあるかと思っておりますので、それもちょっとあらかじめ事務局のほうに出していただきまして、そういうものをちょっと解決するような形で次回審議をしたいと思っておりますので、そういう形でちょっときょうは引き取らせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に(2)の次回の審議会とそれから中間報告ですか、につきまして事務局から説明をお願いいたします。

●事務局 それでは、2番目の次回の審議会の開催予定でございますけれども、前回一応10月7日ということで決めさせていただいております。その予定どおり、23年10月7日金曜日午後1時半から、この同じ会議室のほうで開催をさせていただきたいと思っております。

実は、1回目と2回目に比べまして3回目が非常に期間が離れております。したがって、きょう幾らかの意見もいただきました。それをもとに何らかの資料なり何なりを作成をして、8月の終わりか9月の上旬ぐらいにでも送らせていただいて、事前に意見をいただきたい。それをもとに、また第3回目の資料をつくって会議に臨みたいというふうに思います。

先ほどありました公の施設の関係、これもこの施設どうなつとんだというのがあれば、そのときに具体的に出していただければ資料を調べて準備をできますので、中間報告をさせていただいて、その意見をいただくのと同時に、公の施設の関係、こういうのを聞きたいというのがあれば、それもそのときに一緒に申し出をしていただくということでお願いできれば明確な回答ができるのではないかと思いますので、そういうふうさせていただきたいと思っておりますが、会長、いかがでしょうか。

●議長 2つ連絡がありました。

1つは、10月7日ということで、これは以前から提示させてもらっている日にちですけれども、もし変更がある場合は、できるだけ早く皆さんに御連絡をしていただきますようお願いいたします。

それと、今お話がありましたように、きょうが7月ですけれども、次回は10月ということで、3か月近くあいてしまいます。その間非常に時間をもったいないということもあります。きょう、審議すべき具体的な見直し項目が決まりました。これについて、事務局と私、それから〇〇委員とで協議いたしまして、たたき台のようなものをつくらせていただきたいと思っております。それを、8月末ぐらいまでに皆さんに送らせていただきまして、それを見て皆さん御意見をぜひ出していただきたいと。それをベースにして次回の10月7日には審議したいと思っておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

何か御異論とか御質問などありますか。よろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 そういう形で、この10月7日までに一度たたき台を皆さんに御提示させてもらって、質問、御意見などを出していく機会を持ちたいと思います。それをベースに次回は議論をします。

それからもう一つ、公の施設の見直しについて。先ほどの審議の中でもまだちょっと納得のいかないところもあるかと思しますので、この資料をまたもう一度お帰りになって見ていただきまして、この施設とこの施設、ちょっとよくわからないというものがあれば、それをピックアップしていただきまして事務局のほうに出してください。それを、事務局のほうでまた精査いたしまして、10月7日に公の施設の見直しということで審議をしたいというふうに思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●議 長 ありがとうございます。

それでは、そういうことで次回やりたいと思います。

その他、何かありますでしょうか、事務局のほうから。よろしいですか。

それでは、以上をもちましてきょうの審議はすべて終了いたしました。

きょうの審議会の重要なテーマは、この具体的な見直しの項目について、どうするかという柱を決めなければ議論できませんので、それを皆さんに御承認いただいたということで、審議がかなり進んだというふうに思っています。しかし、これからが非常に大事な話でありまして、きょう〇〇委員のほうからも〇〇試案が出されましたけれども、中身については皆さんいろいろなお考えがあらうかと思しますので、それを次回審議します。という意味で、次回の審議会が非常に重要な会議となりますので、ぜひ皆さん、この10月7日までに中間報告を皆さんにお示ししますから、ぜひ忌憚のない御意見を提示していただきまして、この10月7日を実りのある会議にしたいなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

きょうは長時間ありがとうございました。

午後4時42分 閉会